

京 都 府 家 庭 支 援 セ ン タ ー

業 務 概 要

（令和4年度業務実績）

京 都 府 家 庭 支 援 総 合 セ ン タ ー

京 都 府 南 部 家 庭 支 援 セ ン タ ー

（ 京 都 府 宇 治 児 童 相 談 所 ）

京 都 府 北 部 家 庭 支 援 セ ン タ ー

（ 京 都 府 福 知 山 児 童 相 談 所 ）

第1部 家庭支援センターの概要

1	主な業務と根拠法	1
2	組織体制	1
3	業務内容	3
4	相談体制	5
5	各家庭支援センターの概況	7
6	児童に関する相談の所管区域図	8
7	組織・人員	9
8	沿革	10
9	研修の実施状況	11

第2部 総合相談の業務

1	業務内容	13
(1)	業務概要	13
(2)	総合相談の概念図	13
2	業務実績	14
(1)	相談の特徴	14
(2)	相談処理分類と対応時間	15
(3)	相談種別と相談処理分類の状況	16
(4)	相談者の住所と相談種別の状況	17

第3部 児童相談の業務

1	相談援助活動の体系	18
2	相談内容	20
3	児童相談・虐待等の概況	21
(1)	相談内容別受付件数の推移	21
(2)	虐待相談の状況	21

第4部 DV・女性相談の業務

1	相談・保護業務概略図	23
2	婦人保護事業の対象者	24
3	広報・啓発・研修	24
4	業務実績	25
(1)	相談の状況	25
(2)	保護の状況	27

第5部 障害者相談の業務

1	相談業務の内容	28
---	---------	----

(1) 業務の種類	28
(2) 相談の方法	29
(3) 身体障害者相談・支援の概念図	30
(4) 知的障害者相談・支援の概念図	32
(参考資料) 療育手帳判定区分と再判定期間	33
2 業務実績	34
＜身体障害者への相談等＞	
(1) 取扱人員	34
(2) 相談	34
(3) 判定	35
(4) 身体障害者巡回相談	35
(5) 視覚相談会	36
(6) 在宅重度身体障害者訪問診査	36
(7) 補装具フォローアップ事業	36
(8) 研修会等の開催	36
＜知的障害者への相談等＞	
(1) 相談判定取扱状況の推移	38
(2) 実施機関別相談内容内訳	39
(3) 療育手帳相談判定	39
(4) 地域生活相談実施状況	40
(5) 個別支援相談	40
(6) 相談対応としてのケース会議の実施状況	40
(7) 研修会等の開催	40
第6部 ひきこもり相談の業務	
1 業務内容	41
(1) 電話相談・面接相談・家庭訪問等	41
(2) 家族教室の開催	41
(3) 研修会の開催	41
(4) チーム絆 地域チームとの連携	42
2 業務実績	42
(1) 相談の状況	43
(2) ひきこもりを支える家族教室の開催状況	45
第7部 児童虐待・DV被害者支援の業務	
1 業務内容	46
(1) 児童養護施設退所児童への支援	46
(2) DV被害者等への支援	46
(3) 保護者支援	47
(4) 里親制度の普及啓発、里親支援	47

第8部 非行少年等立ち直り支援の業務

1 業務内容	49
(1) 寄り添い型支援	49
(2) 家庭裁判所係属中少年への支援	49
(3) 少年非行防止のための「ユース・コミュニティ」づくり応援事業	50
2 業務実績	
(1) 支援人数	50
(2) 関係機関との連携	50

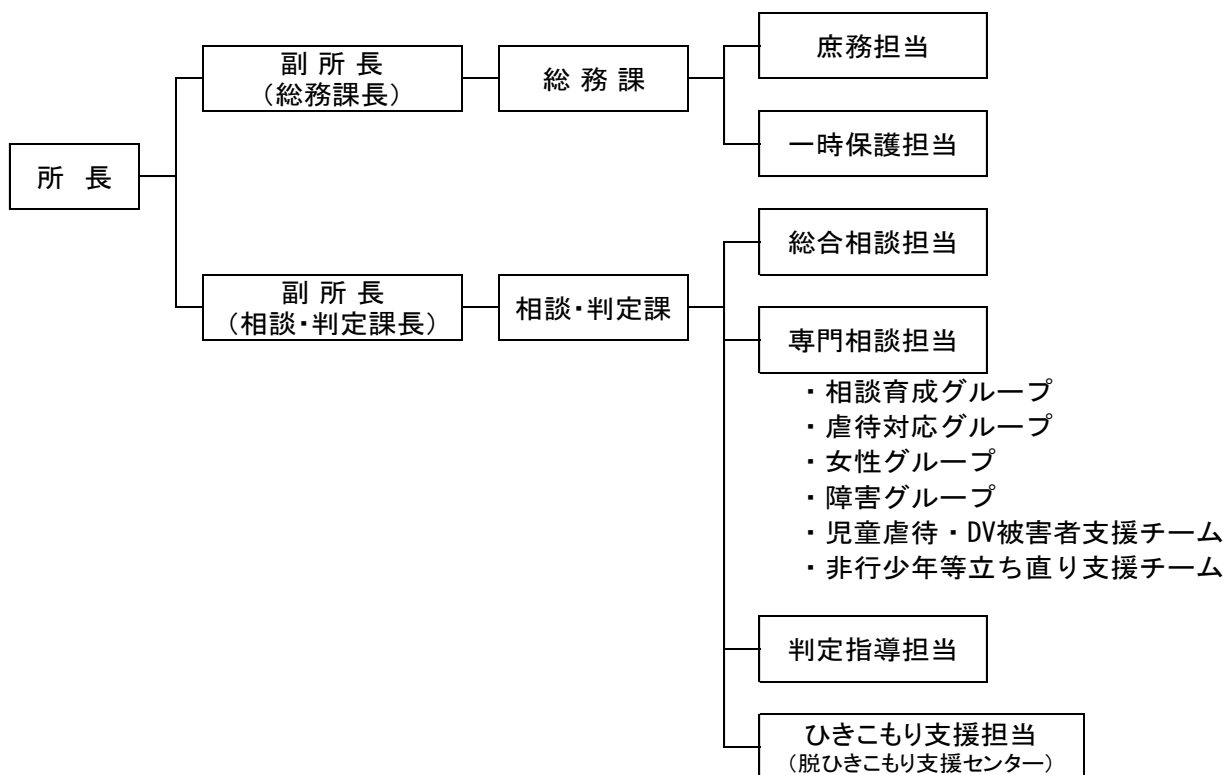
第1部 家庭支援センターの概要

1 主な業務と根拠法

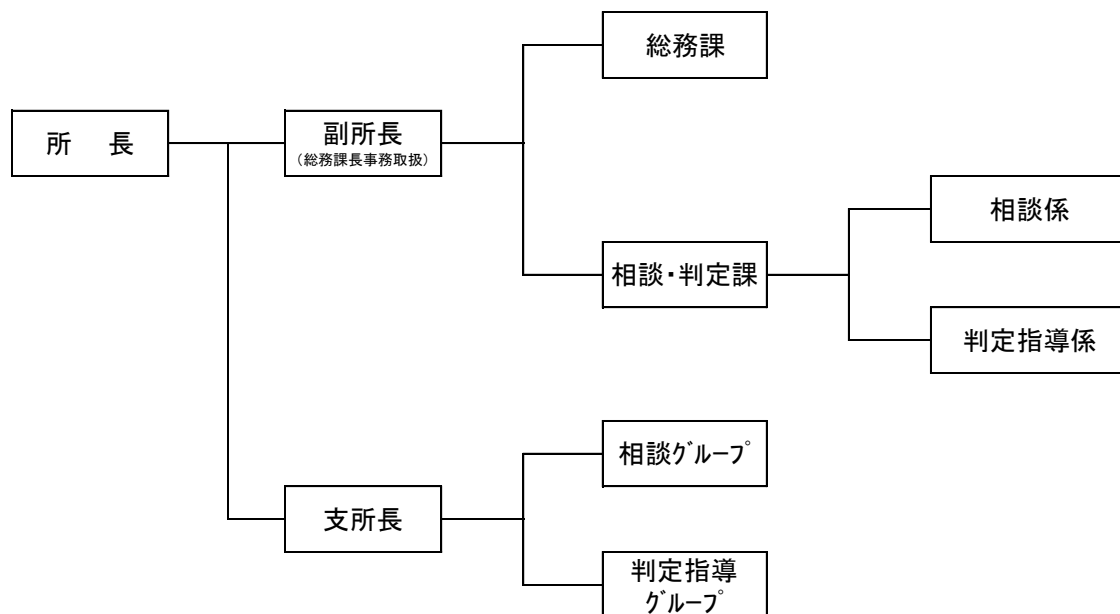
・ 児童に関する相談、一時保護等	児童福祉法による児童相談所の業務 (設置根拠：法第12条)
・ 女性に関する相談 ・ 一時保護、婦人保護施設（総合センターのみ）	売春防止法による婦人相談所の業務 (設置根拠：法第34条)
・ 配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による業務（設置根拠：法第3条）
・ 身体障害者に関する相談等（総合センターのみ）	身体障害者福祉法による身体障害者更生相談所の業務（設置根拠：法第11条）
・ 知的障害者に関する相談等（総合センターのみ）	知的障害者福祉法による知的障害者更生相談所の業務（設置根拠：法第12条）
・ ひきこもりに関する相談（総合センターのみ） ・ 児童虐待・DV被害者支援（総合センターのみ） ・ 非行少年等の立ち直り支援（総合センターのみ） ・ その他複合した問題や幅広い家庭問題に関してワンストップで相談	

2 組織体制

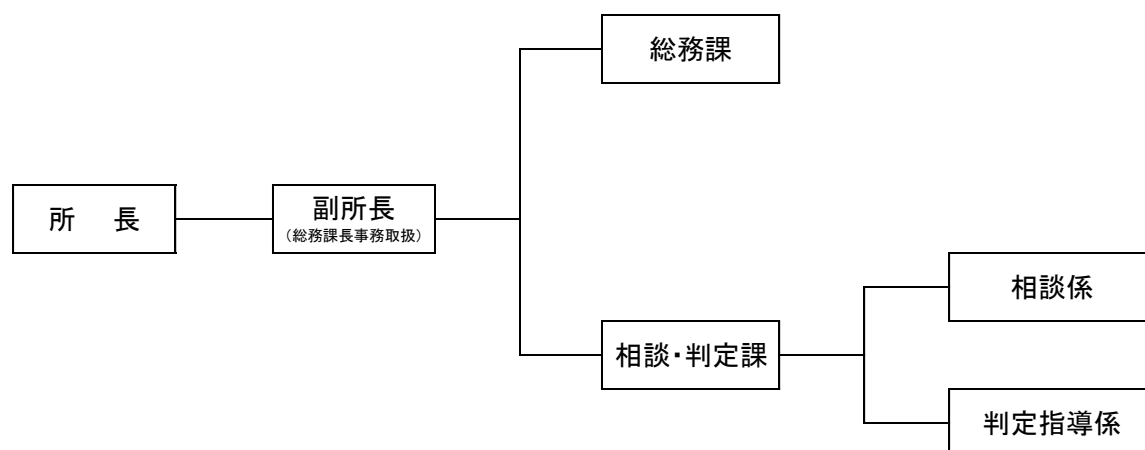
＜家庭支援総合センター＞



<南部家庭支援センター>（宇治児童相談所）



<北部家庭支援センター>（福知山児童相談所）



3 業務内容

＜家庭支援総合センター＞

(1) 総合相談

家庭内で起こる様々な問題について、相談に応じるとともに、相談内容に応じて専門相談担当やその他の関係機関への橋渡しを実施

(2) 専門相談

◇ 児童に関する相談業務等

- ① 相 談 … 養護（児童虐待、保護者の死亡・失踪・病気等による養育困難、養子縁組等）、保健、障害、非行、育成（性格行動、不登校、育児・しつけ）等に関する相談
- ② 一時保護 … 必要に応じて子どもを家庭から離して一時的に保護
- ③ 措置機能 … 児童福祉施設、指定医療機関、里親等に委託
- ④ 市町村援助 … 市町村間の連絡調整、情報の提供、必要な援助

◇ 女性に関する相談業務等

- ① 相 談 … 日常生活上の女性の悩み（家庭関係の破綻や生活の困窮に関する相談など）、配偶者からの暴力に関する相談等
- ② 一時保護 … 緊急保護を要する場合や、短期間の保護更生のため一時的に保護。原則2週間を必要に応じて延長
- ③ 調査・判定 … 問題解決のための実態把握や必要に応じて医学的判定、心理判定員による心理学的判定、カウンセリングを実施
- ④ 助言・援助 … 福祉事務所等との連絡調整、助言・情報提供など自立に向けた援助

◇ 障害者に関する相談業務等

- ① 相 談 … 身体障害者や知的障害者に関する福祉サービス、施設利用、補装具、更生医療、障害程度区分、その他生活相談等
- ② 判定・交付 … 補装具及び更生医療の医学的判定、療育手帳に伴う心理学的判定、社会診断等、療育手帳の交付
- ③ 地域生活支援 … 特別支援学校卒業時の進路相談、関係機関との連携と市町村・障害者相談支援事業者・福祉サービス事業者への支援
- ④ 地域リハビリテーションの推進及び関係機関とのネットワーク … 地域リハビリテーションに係る関係機関との連携、医療的ケアに係る施設等職員を対象とした講座の開催等

◇ ひきこもり相談…電話相談、面接相談、家族教室、ひきこもり訪問「チーム絆」事業の実施

◇ 児童虐待・DV被害者支援…児童虐待、DV等の課題がある家庭を対象に寄り添い型の支援を実施し、被害者等の地域生活を支援

- ◇ 非行少年等立ち直り支援…支援コーディネーターを中心に、学校、警察、家庭裁判所等
関係機関と連携し、支援プログラムを作成・実施

(3) 企画調整機能

福祉相談の中核機関として、南・北家庭支援センターと連携し、府内全域に対応

① 家庭問題等困難事案対応サポート事業（22年度から）

複雑・多様化する家庭問題に対応するため、弁護士や医師、臨床心理士等からなる専門
家チームを編成し、困難案件等の対応にあたりこれら様々な分野の有識者から専門的な
助言を得ることで専門的対応力を強化

平成 29 年度	5 回	平成 30 年度	5 回	令和 元年度	15 回
令和 2 年度	11 回	令和 3 年度	11 回	令和 4 年度	6 回

② 児童虐待・DV被害者支援チーム（25年度から）

児童養護施設退所児童の円滑な家庭復帰を目指し、居場所づくり等を実施
詳細は、第7部参照

③ 児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業（24年度から）

地域における児童虐待防止対策の充実強化を図るため市町村に対し助言を行うとともに
に外部有識者を派遣

平成 29 年度	54 回	平成 30 年度	46 回	令和 元年度	32 回
令和 2 年度	28 回	令和 3 年度	17 回	令和 4 年度	29 回

④ 法律相談事業（25年度から）

DV被害相談をはじめとして複雑化する家庭問題に関する相談に対する法的解決力を
強化するため弁護士による法律相談を実施し、ワンストップの支援を拡充

平成 29 年度	67 回	平成 30 年度	68 回	令和 元年度	72 回
令和 2 年度	64 回	令和 3 年度	53 回	令和 4 年度	55 回

⑤ 里親委託の推進

里親登録の拡大、委託の推進をめざし里親制度の普及啓発のため広報活動を実施する
とともに、里親登録希望者等への研修等も開催、児相間の里親委託に関する調整、ホー
ムステイ里親の登録台帳管理を行う。

⑥ 人材育成・対応力強化

児童虐待、DVなど複雑・多様化する家庭問題への対応力を強化するため、府職員を
はじめ、市町村等行政機関、関係施設、相談機関、その他支援団体等職員を対象に研修
会を開催（詳細は、9「研修の実施状況」参照のこと。）

児童関係：市町村児童相談担当職員研修

児童福祉施設職員に対する研修

女性関係：DV被害者支援専門研修

障害関係：市町村障害相談新任担当職員研修

ひきこもり支援従事者研修

(4) 広報・啓発

- ・「配偶者暴力相談支援センター通信」の発行
- ・ センター・ホームページ

<http://www.pref.kyoto.jp/kateisien-sogo/index.html>

<南部家庭支援センター及び北部家庭支援センター> (宇治児童相談所及び福知山児童相談所)

(1) 総合相談

総合センターの項に同じ

(2) 専門相談

- ◇ 児童に関する相談業務等

総合センターの項に同じ

- ◇ 女性に関する相談業務等

- ① 相 談 … 日常生活上の女性の悩み（家庭関係の破綻や生活の困窮に関する相談など）、配偶者等からの暴力に関する相談等
- ② 助言・援助 … 福祉事務所等との連絡調整、助言・情報提供など自立に向けた援助

4 相談体制

<家庭支援総合センター>

(1) 来所相談

原則、平日の午前9時から午後5時15分の間に実施（要予約）

(2) 電話相談

- 児童虐待相談専用電話（☎189）24時間対応
- DV相談専用電話
午前9時～午後8時
その他の時間帯における緊急保護相談は、担当に連絡し対応
- ひきこもり相談専用電話
午前9時～午後4時（平日）

(3) 巡回相談等

- 補装具相談 … 城陽相談室で毎週水曜日実施
- 身体障害者巡回相談 … 府内各市町村（概ね40箇所）で実施
- 療育手帳巡回相談 … 北部家庭支援センター、特別支援学校等で実施
- ひきこもり出張面接相談、家族教室 … 北部会場（府福知山総合庁舎<福知山市>）

＜南部家庭支援センター及び北部家庭支援センター＞
（宇治児童相談所及び福知山児童相談所）

(1) 来所相談

原則、平日の午前 9 時から午後 5 時 15 分の間に実施（要予約）

(2) 電話相談

- 児童虐待相談電話（☎ 1 8 9）

総合センターの項に同じ。

但し、平日の 8 時 3 0 分から午後 1 0 時以外の時間帯は、総合センターで受電

- DV相談専用電話 午前 9 時～午後 5 時（平日）

5 各家庭支援センターの概況

センター名 区 分	家庭支援総合センター	宇治児童相談所 (南部家庭支援センター)		福知山児童相談所 (北部家庭支援センター)	
			宇治児童相談所 京田辺支所		
設置年月日	平成 22 年 4 月 1 日	昭和 62 年 4 月 17 日	平成 25 年 4 月 1 日	昭和 23 年 6 月 1 日	
所 在 地	〒605-0862 京都市東山区清水 四丁目 185- 1	〒611-0033 宇治市大久保町 井ノ尻 13-1	〒611-0033 京田辺市興戸 小モ詰 18-1	〒620-0881 福知山市字堀小字 内田 1939-1	
電話番号 児童虐待専用 DV専用 ひきこもり専用	075-531-9600 075-531-9900 075-531-9910 075-531-5255	0774-44-3340 0774-44-3340 0774-43-9911 —	0774-68-5520 0774-68-5520 — —	0773-22-3623 0773-22-3623 0773-22-9911 —	
F A X 番号	075-531-9610	0774-44-3371	0774-65-1500	0773-22-3746	
各 セ ン タ ー の 相 談 業 務 等					
担 当 地 域	総合相談	全府域	全府域	—	全府域
	女性相談	全府域	全府域	—	全府域
	障害相談	全府域 (京都市除く)	—	—	—
	児童相談	亀岡市、向日市 長岡京市、南丹市 乙訓郡(大山崎町) 船井郡(京丹波町)	宇治市、城陽市 久世郡(久御山町)	八幡市、京田辺市、 木津川市 綴喜郡(井手町・ 宇治田原町) 相楽郡(笠置町・ 和束町・精華町・ 南山城村)	福知山市、舞鶴市、 綾部市、宮津市、 京丹後市 与謝郡(伊根町・ 与謝野町)
		4市2町	2市1町	3市5町1村	5市2町
面積(合計) 3 , 785. 11k m ²		1, 177. 10 k m ²	114. 16 k m ²	407. 01 k m ²	2, 086. 84 k m ²
人口(合計) 1, 095, 449 人		281, 789 人	264, 107 人	281, 169 人	268, 384 人
児童数(合計) 168, 590 人		43, 944 人	39, 020 人	46, 710 人	38, 916 人

注1 人口は、令和5年4月1日現在の推計人口(京都府企画統計課調)

2 児童数は、令和5年4月1日(又は3月31日)現在の18歳未満人口で各市町村集計人口

6 児童に関する相談の所管区域図



7 組織・人員

令和5年4月1日現在

区分			家庭支援 総合センター	南部家庭支援センター				北部家庭 支援センター (福知山児童相談所)		計	
				(宇治児童相談所)		(宇治児童相談所 京田辺支所)					
所長			1	1				1		3	
副所長			2	1				1		4	
支所長						1				1	
参事			3							3	
総務課	課長		副所長兼務	副所長兼務				副所長兼務		0	
	担当 業務 — 当 護 時	グループ長	1							1	
		事務	1	1				2		4	
		グループ長	1							1	
		児童指導員	5	3				2		10	
		心理判定員	1							1	
相談・判定課	課長		副所長兼務	1 ※1,2				1 ※1,2		2	
	総合相談担当		3	1				相談係長兼務		4	
	相談 係 G	グループ長	1 ※2	相談 係	1 ※2	相談 係 G	1 ※1,2	相談 係	1 ※2	4	
		主任児童福祉司 児童福祉司	7		11 (4)		13 (5)		13 (6)	44 (15)	
		事務							2	2	
		虐待 対 応 G	グループ長		1 (1) ※1,2						1 (1)
		主任児童福祉司 児童福祉司	4 (4)							4 (4)	
		女性 G	グループ長	1							1
			主任相談員 相談員	5							5
	障害 G	グループ長	1							1	
		身体(知的) 障害者福祉司	5							5	
		理学療法士	1							1	
	担当 判定 指導	グループ長 判定指導係長	1	指導 判定 係	1	指導 判定 G	1	指導 判定 係	1	4	
		心理判定員	7 (1)		6 (1)		6 (1)		6 (1)	25 (4)	
	児童虐待・DV被害者支援			2							2
	立ち直り支援			2							2
	ひきこもり支援担当			2							2
	小計			58 (6)	27 (5)		22 (6)		30 (7)		137 (24)
会計 年度 任用 職員 等	精神科医		6	2				1		9	
	小児科医		1	1				1		3	
	内科医		1							1	
	児童指導員		3	4				2		9	
	保育士		2	1				2		5	
	調理員			1				1		2	
	虐待対応協力員		4 (4)	4 (2)		4 (3)		3 (3)		15 (12)	
	婦人相談員		6	2				2		10	
	児童虐待・DV 防止連携推進員		1	1 (1)				1		3 (1)	
	生活支援員		1							1	
	支援調整員		6							6	
	障害者福祉相談員		1					1		2	
	補装具技師									0	
	看護師		3							3	
	心理判定員		9			1		1		11	
	ひきこもり相談員 (心理等)		4							4	
	里親委託推進員		2							2	
	社会生活自立応援 寄添い型家庭支援員		3							3	
事務			1							1	
用庁務・運転員			2							2	
小計			56 (4)	16 (3)		5 (3)		15 (3)		92 (13)	
総計			114 (10)	43 (8)		27 (9)		45 (10)		229 (37)	

注: ()の数字は、未来っ子サポートチームの担当数であり、内数である。

※1 未来っ子サポートチーム統括者

※2 児童福祉司の資格保有者

8 沿革

	児童相談所	婦人相談所	身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所
昭和23年 1月	京都府立中央児童相談所・京都府立伏見児童相談所設置		
2月	要保護児童一時収容所京都府立伏見寮・京都府立第二伏見寮設置		
6月	京都府立舞鶴児童相談所・京都府立福知山児童相談所設置		
12月	一時収容所を一時保護所と改名		
昭和24年 6月	舞鶴児童相談所に一時保護所舞鶴寮を併設		
昭和25年 4月	中央児童相談所・福知山児童相談所に、一時保護所中央寮・福知山寮を併設		
昭和27年10月			身体障害者福祉法に基づく相談所を京都府教育庁庁舎（京都視上京区西洞院下立売）に設置
昭和28年 4月			京都府身体障害者更生相談所条例施行
昭和31年10月		売春防止法の公布（4月）を受け、京都府婦人相談所設置（元婦人相談所所在地）	
11月	京都市児童相談所の設置に伴い、京都府立伏見児童相談所を廃止		京都府身体障害者福祉センターを設置（現京都府立視力障害者福祉センター所在地）し、内部に次の施設を設置 （1）身体障害者更生相談所 （2）肢体不自由者更生施設 （3）失明者更生施設 （4）補装具制作施設 （5）身体障害者更生病院
昭和32年 5月		一時保護所を併設	
12月		婦人保護施設「京都府立桃山婦人寮」京都市伏見区に設置	
昭和35年10月			京都府身体障害者福祉センターの内部組織として相談課内に「知的障害者更生部門」を配置
昭和39年 4月			京都府身体障害者福祉センターを京都府立身体障害者福祉センターに改称
昭和40年 4月	京都府中央児童相談所・京都府舞鶴児童相談所・京都府福知山児童相談所に改称		
昭和45年 8月	舞鶴児童相談所新築移転（舞鶴市倉谷へ）	京都府婦人相談所庁舎を新設、婦人保護施設を併設（桃山婦人寮を廃止）	
昭和46年 9月	中央児童相談所新築移転（元京都児童相談所所在地へ）		
昭和56年 4月	福知山児童相談所新築移転（現在地へ）		
昭和57年 6月			「身体障害者更生相談所部門」「知的障害者更生部門」が独立し、それぞれ「京都府身体障害者更生相談所」（元身更相所在地）、「京都府精神薄弱者更生相談所」（元知更相所在地）を設置
昭和62年 4月	中央児童相談所を、宇治児童相談所（中央児相として新設）・京都児童相談所（旧中央児童相談所の庁舎を使用）の二所に分割、舞鶴児童相談所・福知山児童相談所を福知山児童相談所に統合（これに伴い、舞鶴児童相談所を廃止）。各児童相談所に一時保護所を付設		
平成 6年 7月			京都市精神薄弱更生相談所の設置に伴い、京都市関係業務を同所に移管
平成11年 4月			平成10年 9月の法律改正に伴い、名称を「京都府知的障害者更生相談所」に変更
平成14年 4月		DV防止法の全面施行に伴いDV支援センター機能を付与。併せて、相談時間を拡大	
平成22年 4月	京都府家庭支援総合センターの設置 ・京都児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合 ・中央児童相談所機能を宇治児童相談所から家庭支援総合センターに移管		
5月	・宇治児童相談所、福知山児童相談所に総合相談機能及び女性相談（DV支援センター）機能を新設し、それぞれ、「南部家庭支援センター」、「北部家庭支援センター」と位置づけ ・これに伴い、家庭支援総合センターを家庭支援センターの中央機関とする。 ・京都府精神保健福祉総合センターからひきこもり相談を移管		
平成23年 4月	ひきこもり「チーム絆」が、青少年課から家庭支援総合センターに移管。ひきこもり相談の充実を図る。		
平成24年 4月	青少年課の「立ち直り支援チーム（愛称：ユース・アシスト）」を家庭支援総合センターに設置。非行少年等の立ち直りを支援		
平成25年 4月	・宇治児童相談所（南部家庭支援センター）京田辺支所を開設。府南部地域における児童相談体制の充実を図る。 ・「児童虐待・DV被害者支援チーム」を家庭支援総合センターに設置。被虐待者（児）及びDV被害者の着実な地域生活を支援		
平成27年 4月	「里親委託推進員」を家庭支援総合センターに配置。里親登録の拡大、委託の推進を図る。		
平成29年 4月	「脱ひきこもり支援センター」を家庭支援総合センター内に設置。ひきこもりの実態把握から社会適応、自立までを一体的に支援		

9 研修の実施状況

(1) 市町村職員・関係機関職員等に対する研修

ア 児童部門

(令和4年度実績)

研 修 名 称	対 象	講 師	主 な 内 容	回数	参加者数
市町村児童相談担当職員研修会 (家庭支援総合センター)	市町村		実施せず		
市町村児童相談担当職員等研修会 (宇治児童相談所)	市町村	明星大学 川松亮教授 児相職員	市町村児童福祉担当職員に必要な基礎知識の習得と情報交換 市町村児童福祉担当職員の面接スキルの向上	2	63
市町村児童相談担当職員受け入れ研修会 (宇治児童相談所)	市町村		市町村児童福祉担当職員に必要な基礎知識の習得	18	36
市町村児童相談担当職員研修会 (福知山児童相談所)	市町村		実施せず		
市町村等児童福祉専門職員育成研修 (兼京都府児童福祉司任用資格認定講習)	市町村	西南学院大学安部教授他	市町村児童福祉担当職員に必要な専門知識の習得 (京都府児童福祉司任用資格認定講習を兼ねる)	10	20
児童福祉司任用前講習会	市町村	西南学院大学安部教授他	児童福祉司の任用前に必要な基礎知識の習得	10	0
要保護児童対策調整機関の調整担当者 研修	市町村	西南学院大学安部教授他	要対協職員に必要な基礎知識の習得	10	270
児童福祉司任用後研修	市町村	NPO法人児童虐待防止協会 津崎哲朗理事長他	児童福祉司に必要な基礎知識の習得	8	40
オレンジプログラム・インストラクター養成 研修(旧CSPTトレーナー養成研修)	市町村 児童養護施設	NPO法人子ども家庭サポート センターちば 本多センター長	市町村児童福祉担当職員に必要な専門知識の習得 (CSPTトレーナーの養成)	2	16
RIFCR(リフカー)研修	市町村 (養護教諭含)	NPO法人チャイルドファースト ジャパン トレーナー	市町村児童福祉担当職員に必要な専門知識の習得	1	36
児童福祉施設、センター職員との交流会	児童福祉施設 センター		実施せず		

イ 女性部門

研 修 名 称	対 象	講 師	主 な 内 容	回数	参加者数
DV被害者支援専門研修	市町村 関係機関	女性グループ職員 (株)ウィメンズカウンセリング 京都 代表取締役 竹之下雅代	DV法、家庭支援総合センターの機能と役割 新法の概要及び民間団体の女性支援の実践について	2	162

ウ 障害部門

研 修 名 称	対 象	講 師	主 な 内 容	回数	参加者数
市町村障害福祉事務職員研修(応用編)	市町村 関係機関	障害グループ職員	障害相談に関する知識・技術の修得	1	18
市町村障害福祉事務職員研修(基礎編)	市町村 関係機関	障害グループ職員	障害福祉に関する基礎的な知識の習得	1	37
ひきこもり支援対応強化研修(基礎編)	市町村 関係機関	ひきこもり当事者家族、脱ひき こもり支援センター職員	ひきこもりに関する基礎知識習得、対応力強化	2	54
ひきこもり支援対応強化研修(実践編)	市町村 関係機関	ひきこもり当事者家族、脱ひき こもり支援センター職員	ひきこもりに関する知識、支援方法等、相談対応力の強化。 グループワークを実施。	2	62
ひきこもり支援対応強化研修(市町村職員 研修)	市町村 関係機関	脱ひきこもり支援センター職員	ひきこもり支援に関する府の取組紹介、先進市町の取組 紹介、意見交換等	4	62
医療的ケアを必要とする障害児者の支援 に関する研修会	市町村 関係機関	南京都病院	関節拘縮を伴う重度障害児(者)への対応	1	26 オンライン 105
医療的ケア看護職員実地研修	関係機関	南京都病院 花ノ木医療福祉センター	医療的ケアの要する重症心障害児(者)の病態や日常生活 援助の実践を学ぶ	3	講義のみ 14 講義+実地 11

(2) 職員研修

ア 児童部門

(令和4年度実績)

研 修 名 称	講 師	主 な 内 容	回数	参加者数 (延べ人数)
新任児童福祉司研修	各児童相談所課長・係長等	業務遂行に必要な基礎的知識の習得	4	40
児童福祉司会議	京都橋大学宮井教授、各児童相談所係長・児童福祉司等	児童福祉司相互の情報交換と今日的専門知見の習得	2	100
一時保護担当学会議	各児童相談所グループリーダー	一時保護職員の今日的専門知見及び実務向上へのスキルの取得	2	18
一時保護宿日直員研修	グループ長、一保心理担当 京都橋大学川畑教授	一時保護宿日直職員の今日的専門知見及び実務向上へのスキルの取得	3	57
家庭支援総合センター児童一時保護所職員研修	そだちと臨床研究会川畑 隆氏他	児童一時保護職員の子どもへの対応力の習得	2	28
児童福祉施設実習	各施設職員	施設業務を体験し、施設への理解や連携を深め職員の専門性の向上を図る	13	13
市町村等児童福祉専門職員育成研修 (兼京都府児童福祉司任用資格認定講習)	西南学院大学安部教授他	市町村児童福祉担当職員に必要な専門知識の習得 (京都府児童福祉司任用資格認定講習を兼ねる)	10	0
児童福祉司任用前講習会	西南学院大学安部教授他	児童福祉司の任用前に必要な基礎知識の習得	10	30
要保護児童対策調整機関の調整担当者研修	西南学院大学安部教授他	要対協職員に必要な基礎的知識の習得	10	0
児童福祉司任用後研修	NPO法人児童虐待防止協会津崎哲朗理事長他	児童福祉司に必要な専門知識の習得	8	104
児童福祉司ステップアップ研修	そだちと臨床研究会川畑 隆氏他	中堅児童福祉司の専門性の向上と相談体制の充実	6	48

イ 女性部門

研 修 名 称	講 師	主 な 内 容	回数	参加者数 (延べ人数)
新任職員研修	グループリーダー等	業務遂行に必要な基礎的知識の習得	11	25
所内職員研修(グループ内研修)	ケースワーカー	統計について／相談者に寄り添うための心構え	1	12
	こどもグループ	DV対応と児童虐待対応の連携	1	11
	京都府警本部生活安全部 人身安全対策課ストーリー・DV対策担当補佐 中本秀人	DV対策・ストーリー対策の取組みについて	1	16

ウ 判定指導部門

研 修 名 称	講 師	主 な 内 容	回数	参加者数 (延べ人数)
新任心理判定員研修	心理判定員グループリーダー等	業務遂行に必要な基礎的知識の習得	4	16
若手心理判定員研修	心理判定員グループリーダー等	面接技術向上(面接について振り返り、理解を深める)	各2	20
中堅心理判定員研修	カンファレンス形式	面接技術向上(一定の実務経験に基づき、議論を行い、より一層の専門性向上を目指す)	1	14
心理テストカンファレンス	カンファレンス形式	ケース事例に基づく心理検査データの分析と統合的な見立ての質的向上を図る	4	110
心理判定員会議	秦 一士 (甲南女子大学名誉教授) 松本 俊彦 (国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長(兼任)薬物依存症センター センター長、医師)	心理技術職員相互の情報交換と今日的専門知見の習得	2	56
会計年度任用職員研修	カンファレンス形式	主に障害相談を担当する会計年度任用職員(心理判定員)の心理診断の技術向上を図る	4	37

エ その他(課題別研修等)

研 修 名 称	講 師	主 な 内 容	回数	参加者数 (延べ人数)
新任職員研修	グループリーダー等	センター業務概要及び各専門部門概要	1	27
性的虐待対応ガイドライン研修	愛育研究所 客員研究員 山本恒雄	児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年度版に関する定義、特徴、対応等について	1	22
初期被害調査面接研修	愛育研究所 客員研究員 山本恒雄	虐待通告後の初期対応に関する面接技法の習得	1	12
司法面接研修(事実確認面接研修)	国立研究開発法人 理化学研究所 理事 仲 真紀子	法的立証性のある事実確認面接技法習得	2	12
子どもの虹情報研修センター等への派遣研修	各研修機関講師	実務遂行能力の向上に向けたスキルの研鑽	随時	年間約25名

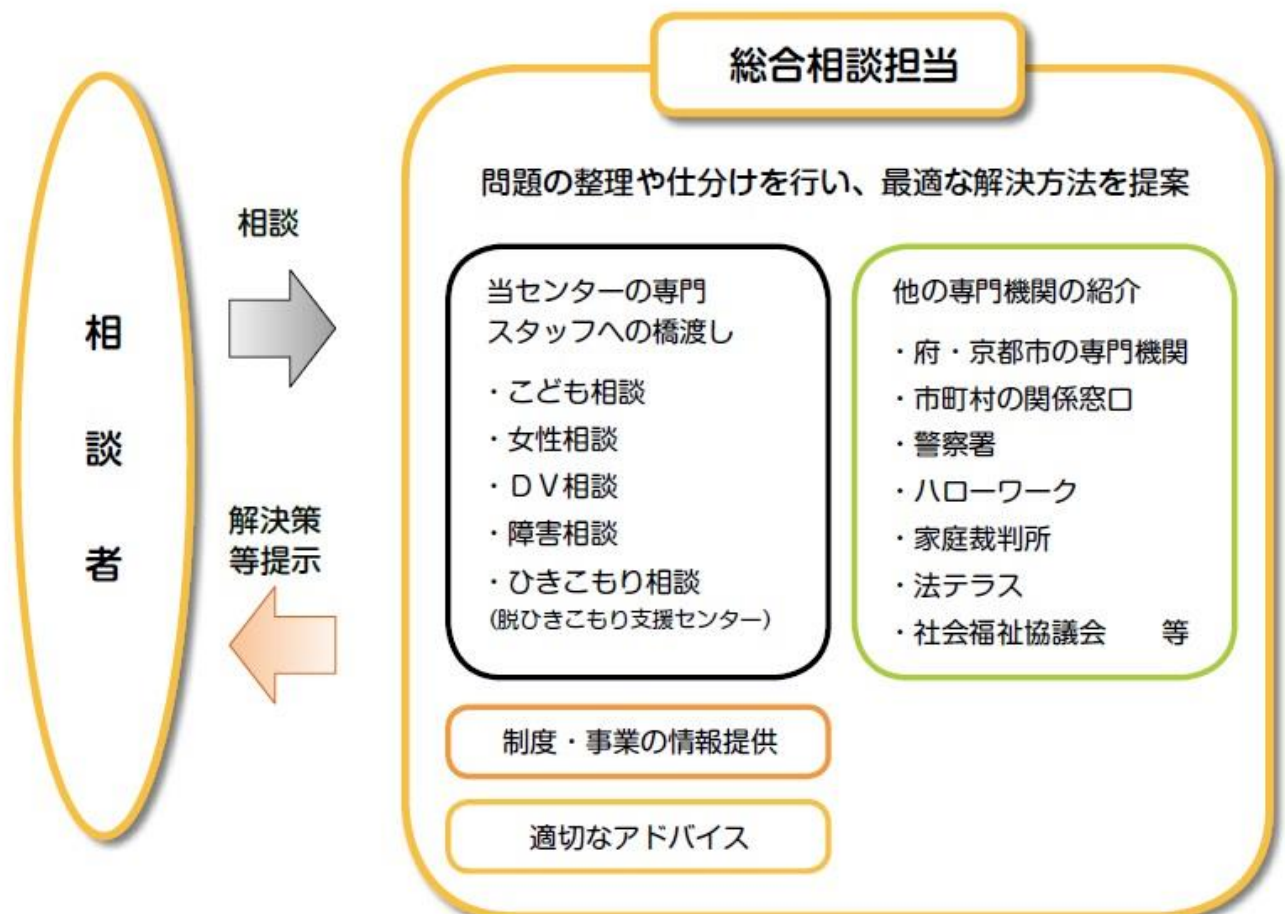
第2部 総合相談の業務

1 業務内容

(1) 業務概要

核家族化や都市化の進行で人間関係が希薄化し、児童虐待やDV、障害、ひきこもりなど家庭での悩みを抱える方の増加に伴い、こうした家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な問題に総合的かつワンストップで対応するため、総合相談では、相談内容をお聴きしながら、課題の整理や仕分けを一緒に考え、当センター内の専門スタッフや他の専門機関への橋渡し、情報提供、アドバイス等を行っている。

(2) 総合相談の概念図



2 業務実績

(1) 相談の特徴

【家庭支援総合センター】

総合相談受付件数は114件、この内100件(87.7%)が電話による相談である。

なお、当センターの専門グループへの相談については、専門グループへ繋ぐ扱いとしているため、原則、総合相談件数として計上していない。

・ 主な相談者の地域分布

京都市内の居住者や関係機関からの相談	55件(48.3%)
家庭支援総合センター管内の居住者や関係機関からの相談	15件(13.1%)

・ 主な相談者の内容

家庭内不和等に関する相談	46件(40.4%)
こどもに関する相談	14件(12.2%)

・ 主な相談者の内訳

男性からの相談	61件(53.5%)
女性からの相談	53件(46.5%)

【南部家庭支援センター】

総合相談受付件数は213件、この内211件(99.0%)が電話による相談である。

なお、婦人(DV)相談はこども(虐待)を内包している相談が多く、婦人相談員と虐待対応チームとの所内コンサルテーション対応。

・ 主な相談者の地域分布

宇治市	76件(35.6%)
城陽市	36件(16.9%)
その他(不明)	31件(14.5%)

・ 主な相談の内容

こどもに関する相談	167件(78.4%)
-----------	-------------

・ 主な相談者の内訳

女性からの相談	167件(78.4%)
男性からの相談(不明2含む)	46件(21.6%)

【北部家庭支援センター】

総合相談受付件数は149件、この内148件(99.3%)が電話による相談。

地域的には、福知山、京丹後市内からの相談が約3割を占め、舞鶴市、綾部市からの相談がそれに次ぎ、制度の情報提供や機関紹介、助言が件数の約6割を占めている。

・ 主な相談者の地域分布

福知山市	31件(20.8%)
京丹後山市	20件(13.4%)
舞鶴市	19件(12.8%)

・ 主な相談の内容

こどもに関する相談	87件(58.4%)
障害に関する相談	13件(8.7%)

・ 主な相談者の内訳

女性からの相談	102件(68.5%)
男性からの相談	47件(31.5%)

(2) 相談処理分類と対応時間

(R4年4月～R5年3月:件数)

相談処理分類	センター			南部			北部			特記事項	関係機関
	相談 件数	相談時間別 内訳		相談 件数	相談時間別 内訳		相談 件数	相談時間別 内訳			
		60分 未満	60分 以上		60分 未満	60分 以上		60分 未満	60分 以上		
カウンセリング (継続・終結)				87	81	6	7	5	2	相談者からの話を傾 聴、心理的援助	
他機関紹介	10	10		41	39	2	18	18		・相談内容について丁寧に確認し、問題点を整理したうえで、適切な関係機関を紹介(仲介)	・警察署、少年サポートセンター、らら京都、精神保健福祉総合センター、保健所、ハローワーク、法テラス京都、市町村担当課、家庭裁判所、地域包括支援センター他
他機関紹介 (京都市機関)	11	11		3	2	1					・市児相、発達相談所、福祉事務所、保健センター、こころの健康増進センター、ウイングス京都、区社協他
アドバイス	36	34	2	5	5		35	32	3	・相談者からの話を聴き、助言	
情報提供	3	3		26	26		38	37	1	・「〇〇は、どこか？」といった問い合わせ対応など、相談者からの話を傾聴したうえで、関係機関の施策や制度等の情報提供。(問題点の整理を要しないもの)	・京都市関係(市児相、発達相談所、区役所、市リハセン) ・市町村社協、ハローワーク、福祉事務所、法テラス他
専門相談移行	16	16		22	22		3	3		・センター専門スタッフあるいは南北各センターへの相談の引継ぎ	
所内コンサル テーション										・センター内の専門スタッフとの協議・調整のうえ対応	
相談中断				8	8		9	9		・入所者問い合わせによる相談遮断、その他相談者側からの相談中断	
処理分類その他	38	37	1	21	21		39	39		・入所者問い合わせ、他機関や当センターの植栽、広報に関する意見など	
合計	114	111	3	213	204	9	149	143	6		

(3) 相談種別と相談処理分類の状況

(R4年4月～R5年3月:件数)

処理分類 相談分類			カウンセリング (継続・終結)		他機関紹介		他機関紹介 (京都市機関)		アドバイス		情報提供		専門相談移行 (京都市機関含む)		所内コンサル テーション		相談中断		処理分類 その他		合計	
			前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期	前年 同期
こども	虐待	センター					2			1			1	1					1	1	4	3
		南 部	12	2	2	3				1			1	2					2		17	8
		北 部		2	2			1	9	5	8	9	2	1		1	1	1	8	7	30	27
		計	12	4	4	3	2	1	9	7	8	9	4	4		1	1	1	11	8	51	38
	一般	センター				1	1	1	6	1	1		2	2							10	5
		南 部	68	61	25	21	1		4	4	19	10	20	47			2	4	11	13	150	160
		北 部	4	11	6	4			20	20	8	4		3			6	7	13	24	57	73
		計	72	72	31	26	2	1	30	25	28	14	22	52			8	11	24	37	217	238
女性	DV	センター							1	3			3	2					1		5	5
		南 部					1														2	
		北 部									1	1		1						1	1	3
		計					1		1	3	2	1	3	3					1	1	8	8
	一般	センター				3		1	1	2			4						3		4	10
		南 部	1	1	1																2	1
		北 部											1				1			3	2	3
		計	1	1	1	3		1	1	2			1	4			1		3	3	8	14
障害	虐待	センター																			1	
		南 部		1	1																1	1
		北 部										1							1		1	1
		計		1	2							1							1		3	2
	一般	センター				1	2			2		1	1								3	4
		南 部	3	1	3				1		4	1	1								12	2
		北 部			5	1			2	3	5	2						1	3		13	9
		計	3	1	8	2	2		3	5	9	4	2					1	3		28	15
老人	虐待	センター						1					1								1	1
		南 部																				
		北 部																				
		計						1					1								1	1
	一般	センター							1	1			1								1	2
		南 部														1						1
		北 部				1																1
		計				1			1	1			1				1				1	4
青年	引きこもり	センター					1						1								2	
		南 部																				
		北 部																				
		計					1						1								2	
	暴力	センター					2		1	1								1			2	3
		南 部	1		2																3	
		北 部									1										1	
		計	1		2		2		1	2								1			6	3
	自立・就労	センター							1	1			1					1			3	1
		南 部				1																1
		北 部	1																		1	
		計	1			1			1	1			1					1			4	2
	一般	センター					1		1	1											2	1
		南 部		1	1	1															1	2
		北 部		2	1	1				1	2										3	4
		計		3	2	2	1		1	2	2										6	7
メンタルヘルス	一般	センター			1				1	4											2	4
		南 部																				
		北 部	2													1					3	
		計	2		1				1	4						1					5	4
病気・医療等	一般	センター					1		1	2		1									2	3
		南 部	1																		1	
		北 部			1				1		2										4	
		計	1		1		1		2	2	2	1									7	3
経済・生活困窮等	一般	センター			2		1														2	1
		南 部				1																1
		北 部			1							1									1	1
		計			3	1		1				1									3	3
失業・雇用等	一般	センター																				
		南 部																				
		北 部																				
		計																				
民事（家族等）	一般	センター								2												2
		南 部			1	2							1								1	3
		北 部								2							1			1		4
		計			1	2				4				1			1			1	1	9
民事(一般)	一般	センター							1	6										1	1	7
		南 部																				
		北 部																				
		計							1	6										1	1	7
家庭内不和	一般	センター			4		3	3	16	29		6	5	3			1	18	9		46	51
		南 部																1			2	
		北 部				1			3	1	1								2		4	4
		計			4	1	3	3	19	30	2	6	5	3			1	19	11		52	55
その他	一般	センター			2	2			6	6	1	2	1				2	13	8		23	20
		南 部	1	2	5	1	1				1					6	1	7	2		21	6
		北 部			2	7				4	10	5					2	16	11		28	29
		計	1	2	9	10	1		6	10	12	7	1			6	5	36	21		72	55
合 計	合 計	センター			10	7	11	9	36	62	3	10	16	13			3	38	19		114	123
		南 部		69	41	30	3		5	5	26	11	22	50			6	21	15		213	186
		北 部		7	15	18	15		1	35	36	38	23	3	5	1	9	11	39	52	149	159
		計		94	84	69	52	14	10	76	103	67	44	41	68	1	17	20	98	86	476	468

(4) 相談者の住所と相談種別の状況

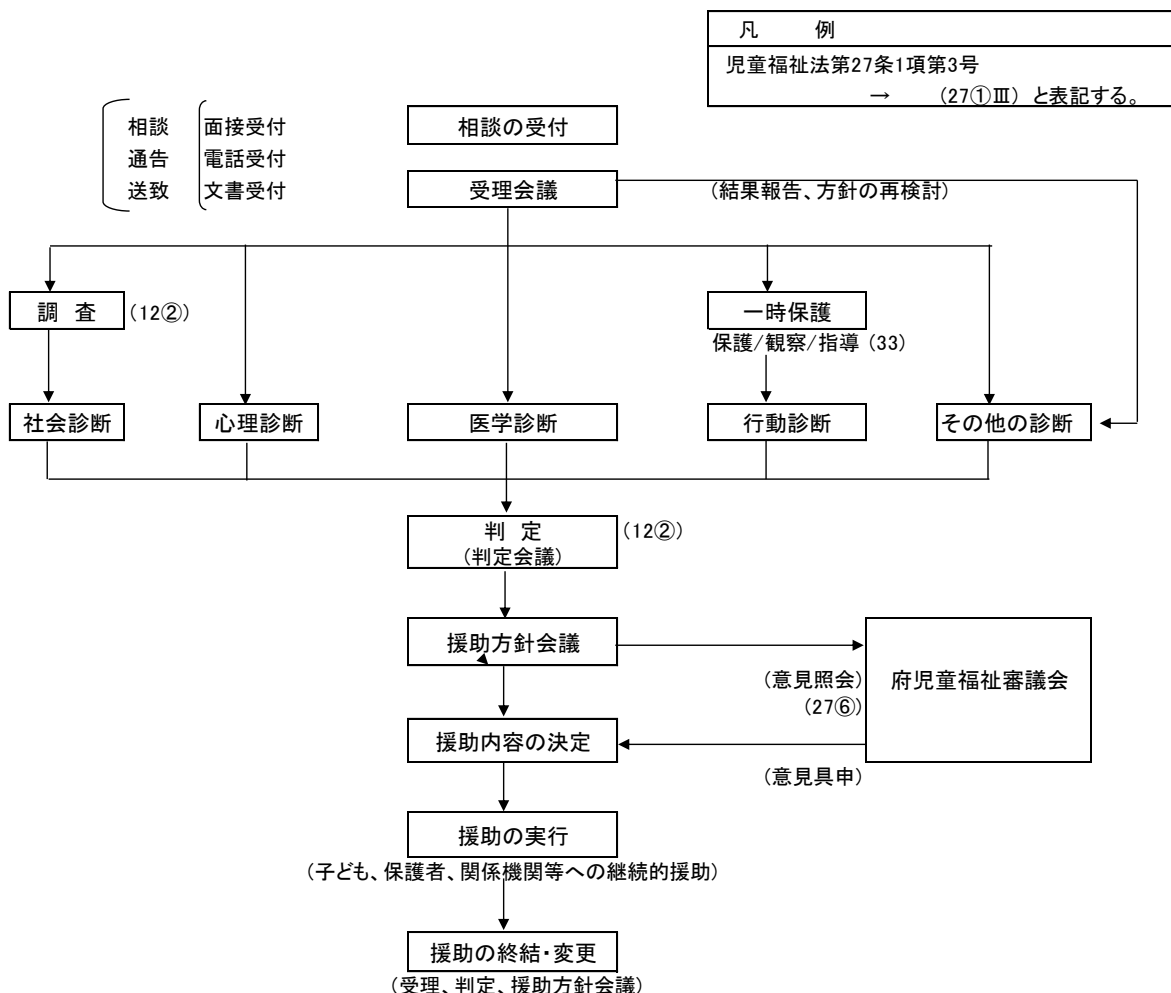
(R4年4月～R5年3月:件数)

相談者の 居住地		家庭支援総合センター												南部家庭支援センター								北部家庭支援センター								総合計									
		京都市			乙訓・南丹振興局管内			南部センター管内			北部センター管内			他府県			不明			合計			管内			管外			不明			合計							
		4	3	4	4	3	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3			4	3	4	3				
相談分類	虐待	2	1								1	1										6	3	1	3	1	17	8	20	23	6	3	4	1	30	27	51	38	
	一般	3	4	2							1				1	1						132	11	5	15	23	150	160	36	56	10	7	11	10	57	73	217	238	
	DV	1	2	1								1										1					2		1	2		1			1	3	8	5	
	一般		2									1	2									1			1		2	1	2	1		2		2	3	8	17		
	虐待	1																				1					1	1	1	1					1	1	3	2	
障害	一般	2	3																			11	1		1	1	12	2	11	6	1	2	2	13	9	28	15		
	虐待	1	1																																	1	1	1	
老人	一般		1																			1										1				1	1	4	
	引きこもり	1		1																																	2		
青年	暴力	1	3	1																		1															2		
	自立・就労	1										1	1									1														1	4	2	
	一般	1																				1	1												1	3	4	6	7
	メンタルヘルス		3	1	1																																3	5	4
病氣・医療等	一般	2										2										1															7	4	
	経済・生活困窮等		1	1								1										1														1	3	2	
失業・雇用等	一般																																						
	民事(家族等)																																						
民事(一般)	一般		4	1																																			
	家庭内不和	28	25	6	8	4	3							2	5	6	10	46	51	2																	4	52	55
その他	一般	11	8	1		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	9	23	20	7	3																29	72	55
	合計	55	58	15	12	13	10	2	1	5	11	24	31	114	123	162	150	15	6	36	30	213	186	98	113	22	20	29	26	149	159	476	468				468		

第3部 児童相談の業務

1 相談援助活動の体系

児童相談部門における相談援助活動の体系を概念的に示すと次のようになる。

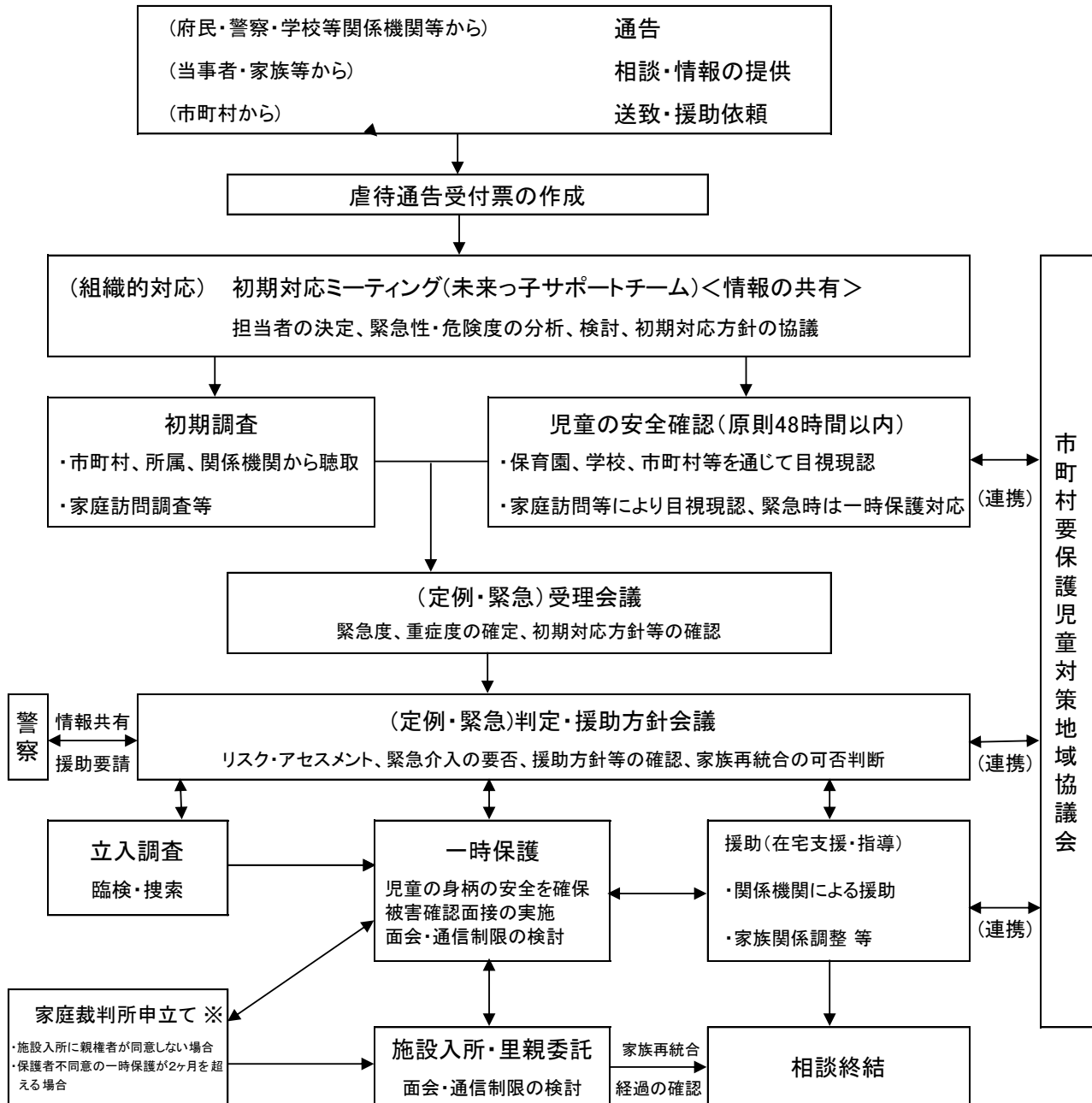


援 助 の 内 容	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置(27①Ⅲ)
(1)措置によらない指導(12②)	指定発達支援医療機関委託(27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置(27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施(33の6①)
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2)措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知(26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①、②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求(33の6の2①)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求(33の7)
キ 指導の委託(26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3)訓戒、誓約措置(27①Ⅰ)	オ 後見人解任の請求 (33の9)

虐待相談についての基本的な対応の流れ

虐待相談も、基本的には前ページの「相談援助活動の体系」に沿って対応しているが、児童福祉法の規定による他に、児童虐待の防止等に関する法律や国の通知に基づいて対応している。
虐待相談における、通告から相談終結までの対応の流れを示すと次のようになる。

各児相（支所）毎に、虐待対応専任チーム（未来っ子サポートチーム）を設置している。



※ その他、親権喪失、親権停止、管理権喪失を申し立てること

※ 平成29年6月の児童福祉法改正により、保護者不同意の一時保護が2ヶ月を超える場合には、2ヶ月を超えるごとに家庭裁判所の承認が必要となった。

なお、一時保護中は児童相談所長が、施設等入所措置中には施設長等がそれぞれ監護措置をとることができ、親権者等は当該監護措置を不当に妨げてはならない旨、法に規定されている。

2 相談内容

児童に関するあらゆる相談に応じており、相談内容を次のように区分している。

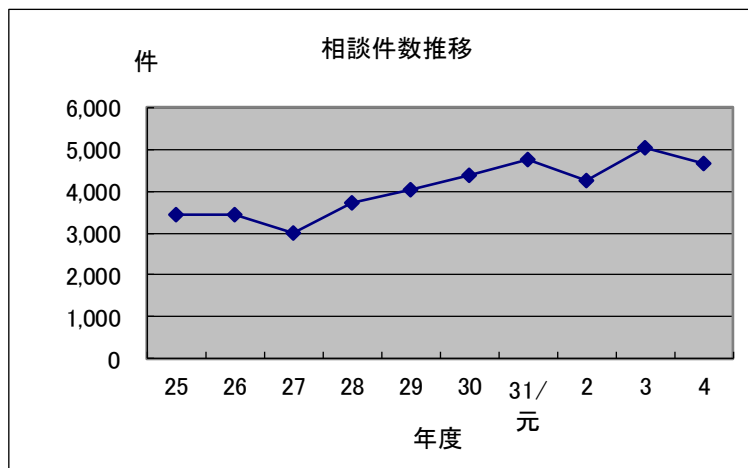
相談の種類及び主な内容

養護 相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 身体・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健 相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害 相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アルペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行 相談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時は通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成 相談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

3 児童相談・虐待等の概況

(1) 相談内容別受付件数の推移

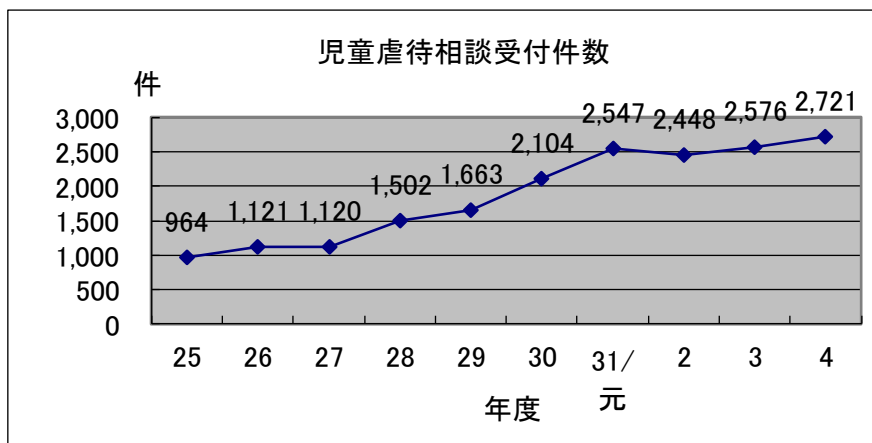
区分 年度	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談		その他	合計
	虐待	養護			性格行動	しつけ不登校等		
25	964	171	1,896	175	183	37	12	3,438
26	1,121	173	1,745	175	158	49	4	3,425
27	1,120	133	1,391	158	138	40	5	2,985
28	1,502	168	1,706	172	129	49	4	3,730
29	1,663	184	1,840	153	138	33	8	4,019
30	2,104	142	1,825	140	111	36	9	4,367
31/元	2,547	127	1,846	111	96	27	7	4,761
2	2,448	122	1,425	117	92	20	12	4,236
3	2,576	122	2,065	114	98	37	10	5,022
4	2,721	132	1,572	144	79	19	4	4,671



○ 相談受付状況について
総受付件数が351件減少し、対前年比
7.0%の減少となった。

(2) 虐待相談の状況

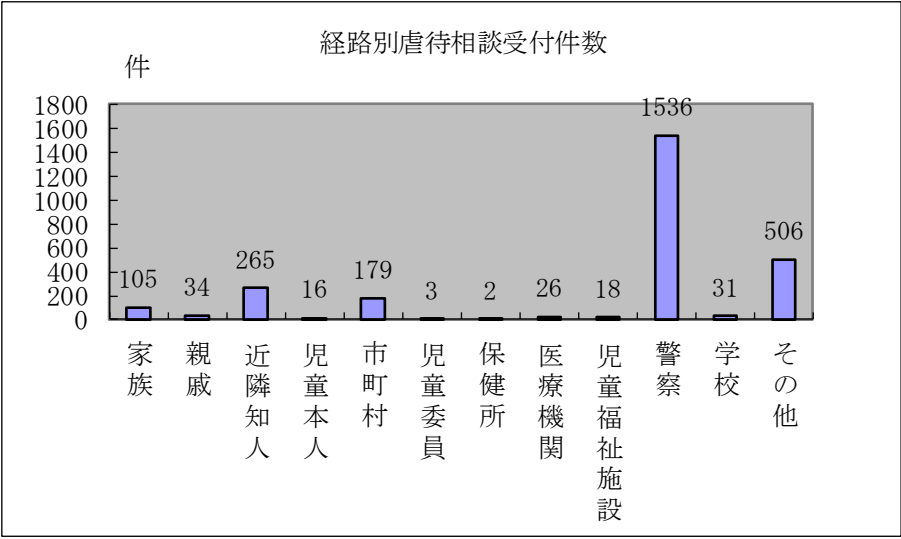
ア 児童虐待相談受付件数



4年度の受付件数

センター	691
宇治	1,384
福知山	646
計	2,721

イ 経路別虐待相談受付件数

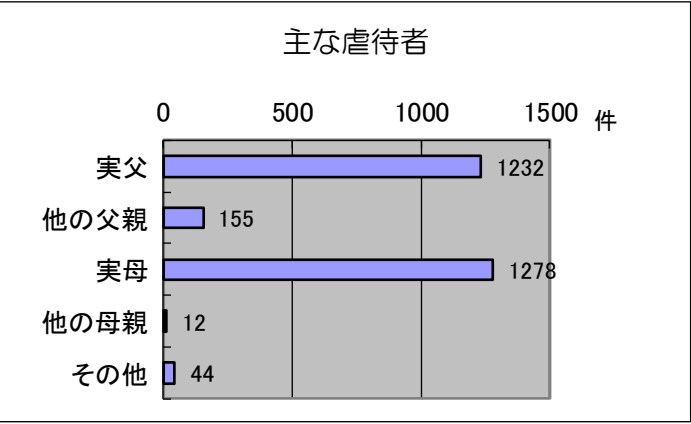


区分	割合(%)
家族	3.9%
親戚	1.2%
近隣知人	9.7%
児童本人	0.6%
市町村	6.6%
児童委員	0.1%
保健所	0.1%
医療機関	1.0%
児童福祉施設	0.7%
警察	56.4%
学校	1.1%
その他	18.6%
計	100.0%

※虐待受理件数2,721件

※その他は主に府の他機関、他府県市からの移管、きょうだい受理ケースなどである。

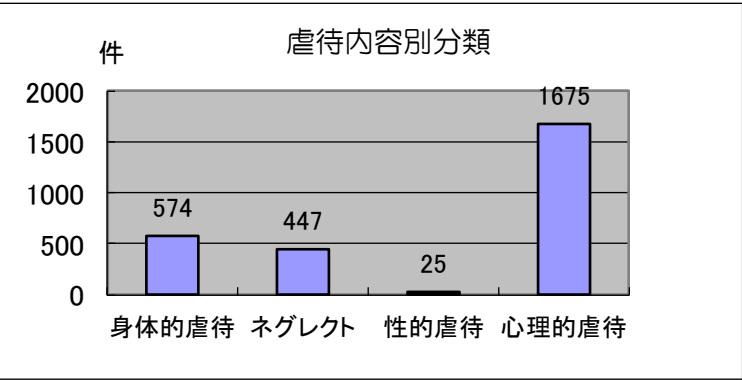
ウ 主な虐待者



区分	割合(%)
実父	45.3%
他の父親	5.7%
実母	47.0%
他の母親	0.4%
その他	1.6%
計	100.0%

※虐待受理件数2,721件

エ 虐待内容別分類



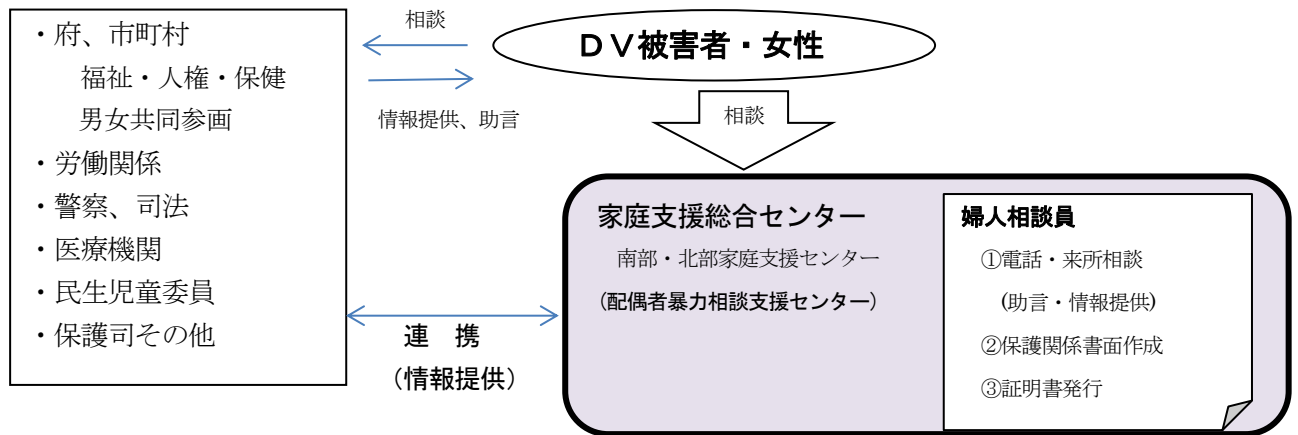
区分	割合(%)
身体的虐待	21.1%
ネグレクト	16.4%
性的虐待	0.9%
心理的虐待	61.6%
計	100.0%

※虐待受理件数2,721件

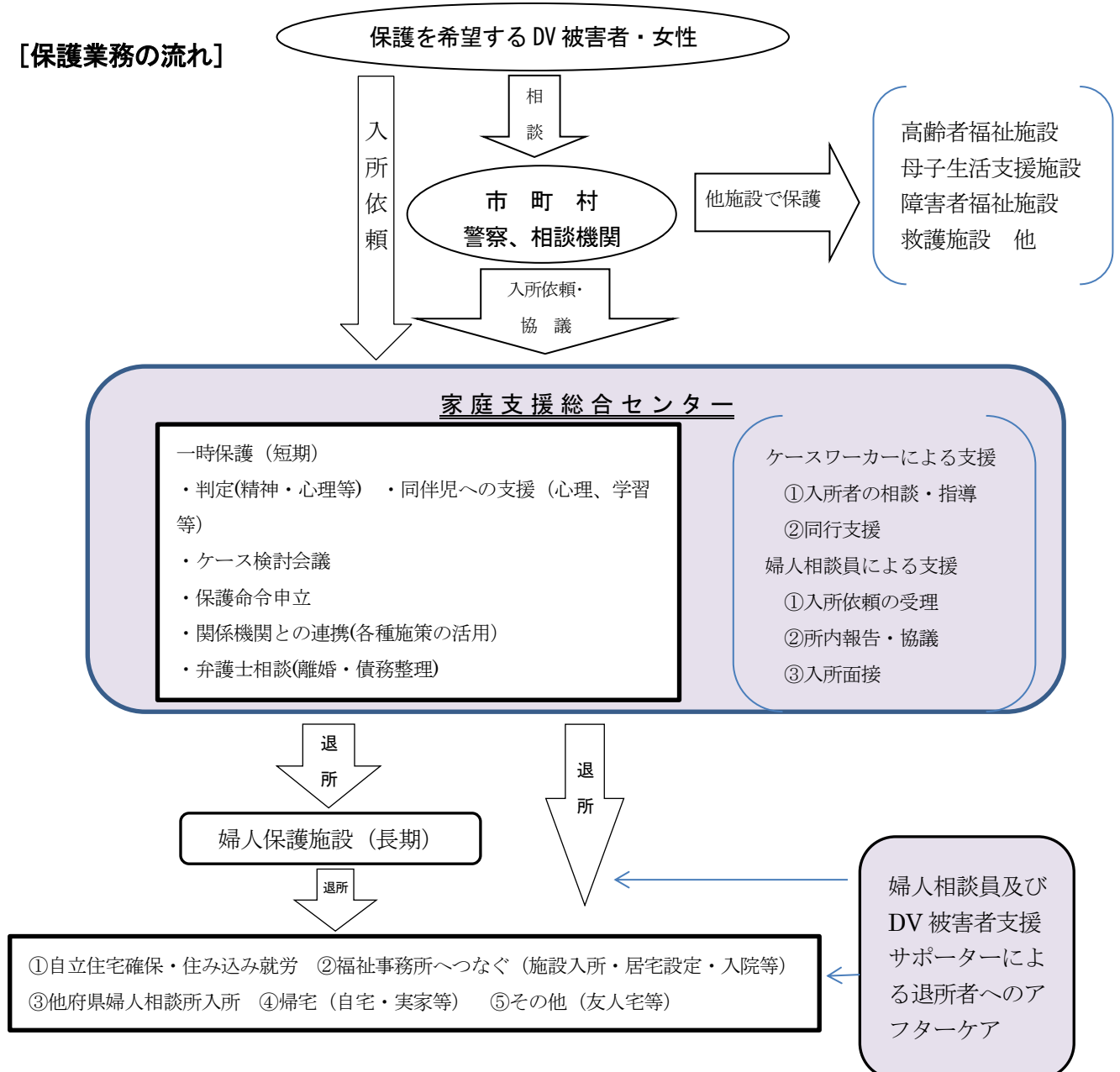
第4部 DV・女性相談の業務

1 相談・保護業務概略図

[相談業務の流れ]



[保護業務の流れ]



2 婦人保護事業の対象者

（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

婦人保護事業が対象者とする女子は次のとおりである。

- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
- エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者（居所がない者、恋人からの暴力被害女性等）

3 広報・啓発・研修

女性相談窓口やセンター機能の周知を図るとともに、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者からの相談に対応する市町村職員の研修や、婦人相談員等の資質向上を図るためのセンター内研修を実施している。

- センター通信等の発行、リーフレット等の配布
- DV被害者支援研修会等の開催（再掲）

内容	日時・場所
・家庭支援センターの機能と役割 ・DV相談の手引きを活用した支援制度の説明 ・演習、ロールプレイ	令和4年4月25日(月) 家庭支援総合センター
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)の概要 ・『民間団体の女性支援の実際について ～新法施行における行政との協働についての課題～』 (株)ウィメンズカウンセリング京都 代表取締役 竹之下 雅代	令和5年3月1日(水) 家庭支援総合センター

○講演会・講習会への出講

日時	出講依頼元	対象者	講義内容
令和4年5月11日	京都家事調停協会	京都家事調停協会会員	京都府家庭支援総合センター女性相談の機能と役割について
令和4年5月25日	京都弁護士会	京都弁護士会DV相談登録弁護士	同上
令和4年10月11日	京都弁護士会	司法修習生	婦人相談所と配偶者暴力相談支援センターの機能と役割について
令和4年10月31日	府警本部生活安全企画課	生活安全担当警察官	女性相談・DV被害者支援について
令和4年11月11日	京都府男女共同参画センターらら京都	府民	身近なところでDVが起こったら？私たちにできることは？
令和4年11月20日	京都府男女共同参画センターらら京都	府民	子どもはDVから何を学ぶのか～もうひとりのDV被害者
令和5年1月30日	京都犯罪被害者生活支援センター	犯罪被害者支援ボランティア	DV被害者支援について
令和5年2月6日	京都犯罪被害者生活支援センター	犯罪被害者支援ボランティア	DV被害者支援について
令和5年2月16日	京都弁護士会	京都弁護士会DV相談登録弁護士	京都府家庭支援総合センター女性相談の機能と役割について
令和5年2月20日	府警本部生活安全企画課	生活安全担当警察官	女性相談・DV被害者支援について
令和5年3月17日	西京地区更生保護女性会	西京地区更生保護女性会会員	同上

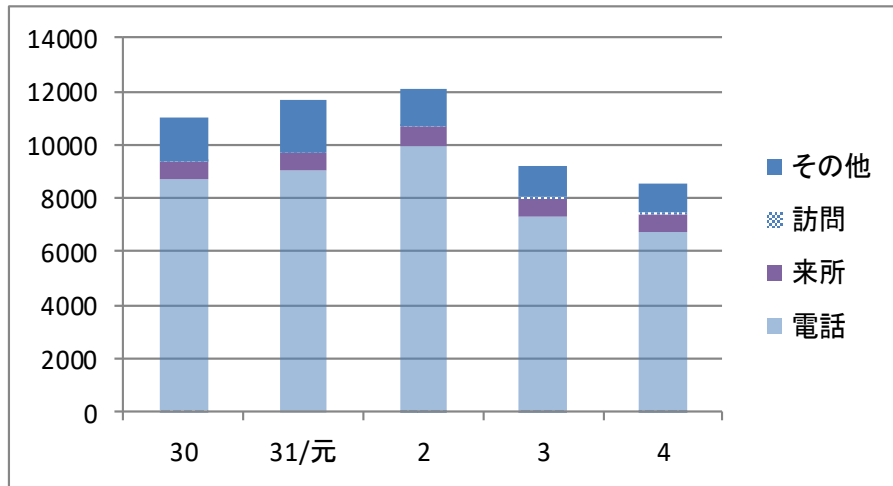
4 業務実績

(1) 相談の状況

ア 相談形態別状況

(単位:件)

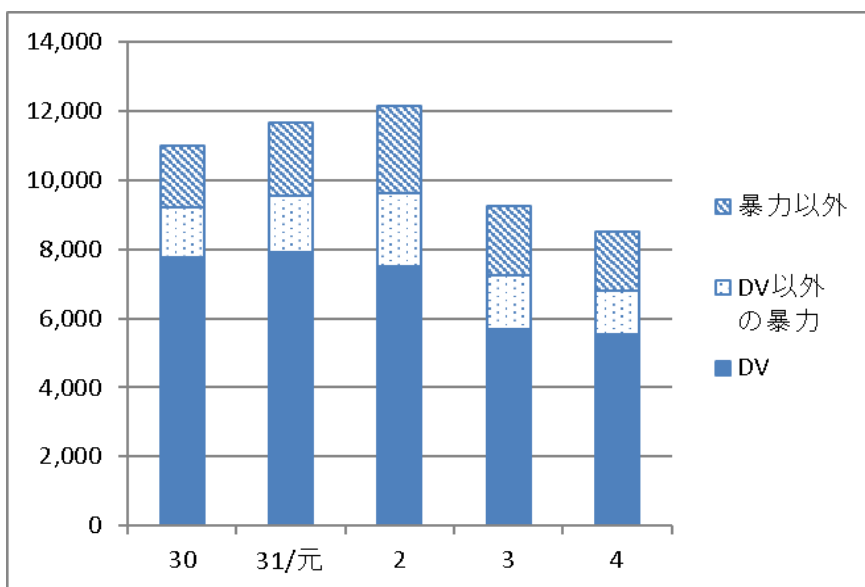
年度	電話	来所	訪問	その他	計
30	8,669	664	14	1,653	11,000
31/元	9,038	662	41	1,941	11,682
2	9,973	723	39	1,402	12,137
3	7,346	662	67	1,172	9,247
4	6,767	641	76	1,033	8,517



イ DV相談の状況

(単位：件)

年度	DV	DV以外の暴力	暴力以外	計
	(夫・内夫等)	(親子デートDV等)	(居所なし等)	
30	7,785	1,426	1,789	11,000
31/元	7,902	1,661	2,119	11,682
2	7,512	2,127	2,498	12,137
3	5,687	1,560	2,000	9,247
4	5,542	1,261	1,714	8,517

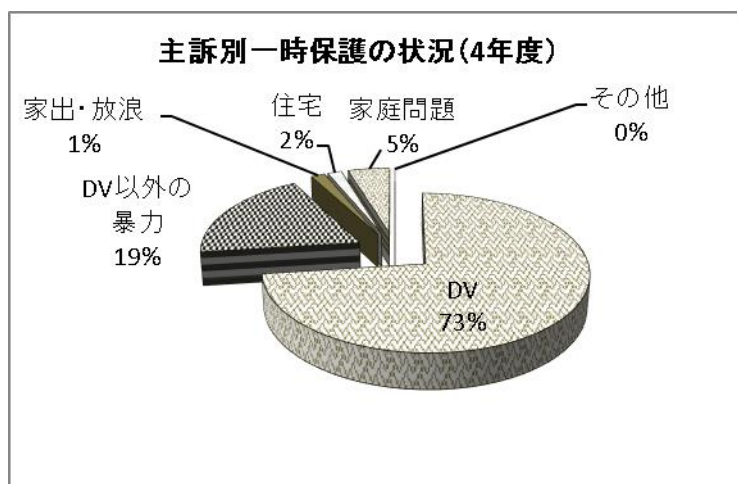


(2) 保護の状況

ア 主訴別一時保護の状況

(単位: 件)

年度	DV	DV以外の暴力	家出・放浪	住宅	経済・サラ金	家庭問題	その他	計
30	88	26	2	12	—	8	4	140
31/元	88	28	1	18	1	11	—	147
2	87	38	1	12	—	8	—	146
3	47	22	1	7	—	1	1	79
4	46	12	1	1	—	3	—	63



イ 退所理由別退所状況

(単位: 人)

年度	婦人保護 施設入所	帰宅			就職(注)	他府県 婦人相談所	福祉事務所の支援					無断退所	その他	計
			自宅	実家				母子生活 支援施設	住宅設定	入院	その他			
30	9	39	21	18	10	1	48	27	9	5	7	-	29	136
31/元	5	45	26	19	15	-	55	30	6	4	15	-	20	140
2	2	50	31	19	13	2	50	23	4	8	15	-	24	141
3	1	30	15	15	2	0	27	15	8	0	4	-	17	77
4	1	26	16	10	3	0	26	17	4	0	5	1	6	63

(注) 就職には、住み込み就職の他、自力での住宅確保を含む。

第5部 障害者相談の業務

1 相談業務の内容

(1) 相談の種類

ア 身体障害者、知的障害者に関する専門的な支援（相談・判定）

身体障害者、知的障害者や家族、市町村、障害福祉サービス事業所等の求めに応じて、身体障害者、知的障害者に対する専門的な知識及び技術を必要とする支援を、来所、巡回、訪問等により実施

- ・補装具費の申請に関する支援

補装具費の交付・修理の要否、処方及び適合判定

- ・補装具費交付後の使用状況確認・訓練等に関する支援

(補装具フォローアップ事業)

- ・自立支援医療に関する支援

身体障害者に対する自立支援医療（更生医療）の要否等について、文書による判定を実施。じん臓機能障害と心臓機能障害については、それぞれ専門医による審査を経て判定

- ・療育手帳判定及び発行

- ・障害福祉サービス利用、生活上の悩みや心配事等に関する相談

(個別支援相談)

- ・特別支援学校高等部卒業予定者の進路に関する相談（地域生活相談）

- ・視覚障害に関する相談

失明や視力が低下した府民等に対して、日常生活上の悩みや福祉用具、福祉制度などについての相談会を、関係機関・団体の協力のもとに実施

イ その他の専門的な支援

- (ア) 市町村や障害福祉サービス事業関係職員の資質向上を図るため、研修等を実施
身体・知的障害に関すること、補装具及び補装具判定に関すること、医療的ケアに関すること等

- (イ) 補装具の処方及び適合判定に関する業務を適正に実施するため、補装具製作者等を指導

- (ウ) 市町村等が業務を円滑に実施するための、必要な情報の収集及び提供を実施

- (エ) 地域リハビリテーションの推進のため、関係機関の実施する高次脳機能障害に係るカンファレンスに参加するなど、関係機関と連携

- (オ) 相談支援事業者及び総合相談支援センターに配置されている専門職員への支援及び連携

(2) 相談の方法

ア 身体障害関係

(ア) 来所及び巡回等による相談

・来所相談（予約制）

科 目	実施曜日	受付時間	実施場所
整形外科(肢体不自由)	毎週水曜	午後 2 時～ 4 時	城陽相談室

診察を伴わない補装具利用に関する相談も随時実施（予約制）

＊場所：城陽相談室（旧身体障害者更生相談所）

・巡回相談

肢体不自由及び聴覚障害に関する相談（予約制）

科 目	開 催 市 町 村 ・ 回 数
整形外科（肢体不自由）	年度当初に決定
耳鼻咽喉科（聴覚障害）	同上

・在宅重度身体障害者訪問診査

来所及び巡回相談に参加することが困難な在宅の重度身体障害者に対して、医師等を派遣して診査及び相談を行う訪問診査を実施

(イ) 視覚障害に関する相談会（視覚相談会）

（福）京都ライトハウス及び（福）京都視覚障害者支援センター等関係機関・団体の協力のもとに、毎年度 6 市町で 6 回実施

イ 知的障害関係

(ア) 療育手帳判定、地域生活相談、個別支援相談等（予約制）

来所及び巡回による相談を実施（主に中丹以北の相談は巡回）

施設入所者等についても訪問を実施

・療育手帳の判定及び交付

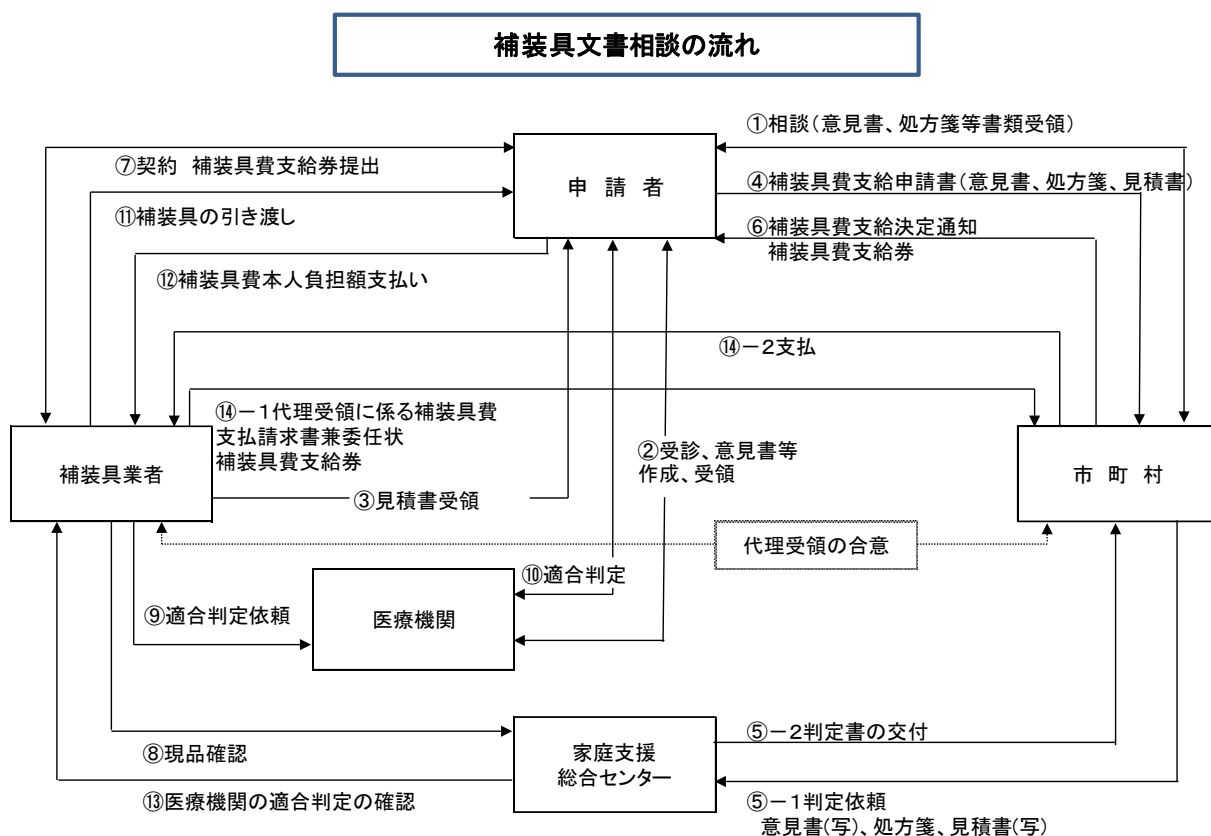
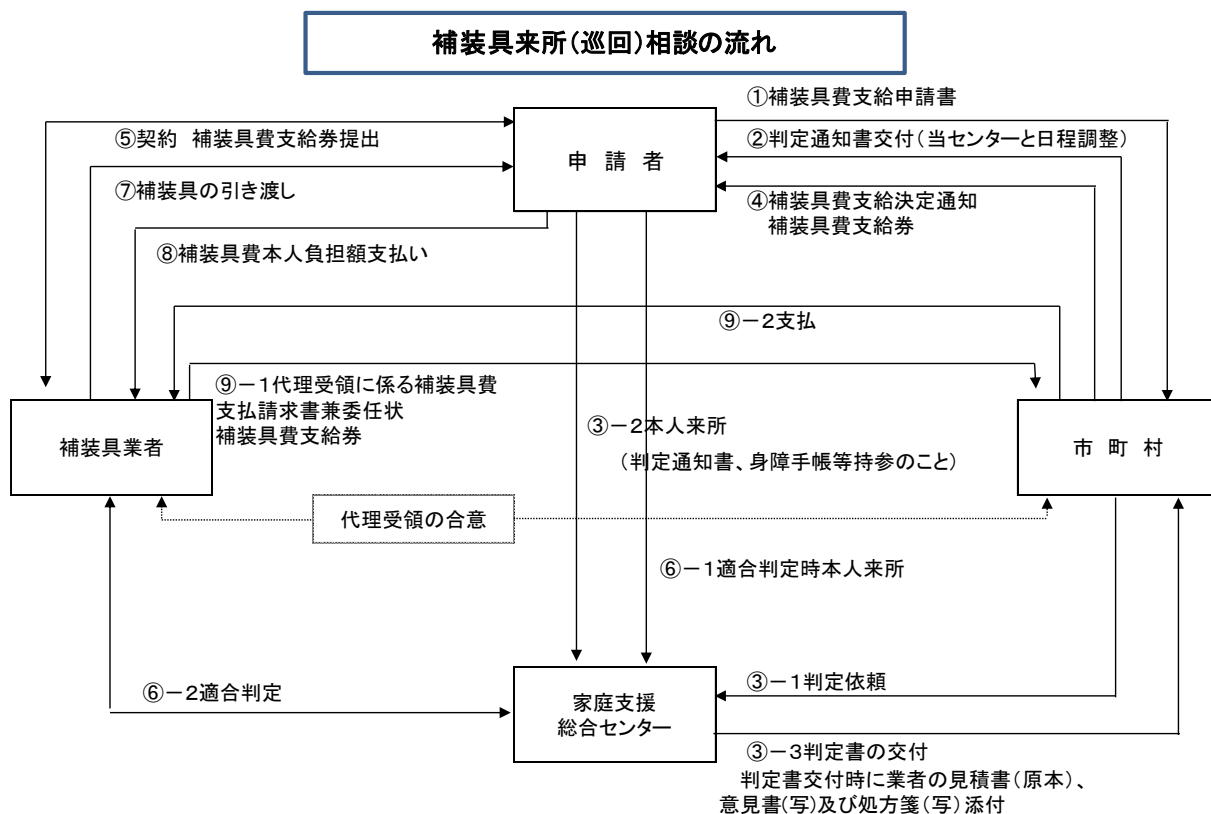
判 定	18歳以上の者	全府域分を実施
	18歳未満の者	センター（児童部門）管轄地域分を実施
交 付	全府域分を実施	

(イ) ケース会議

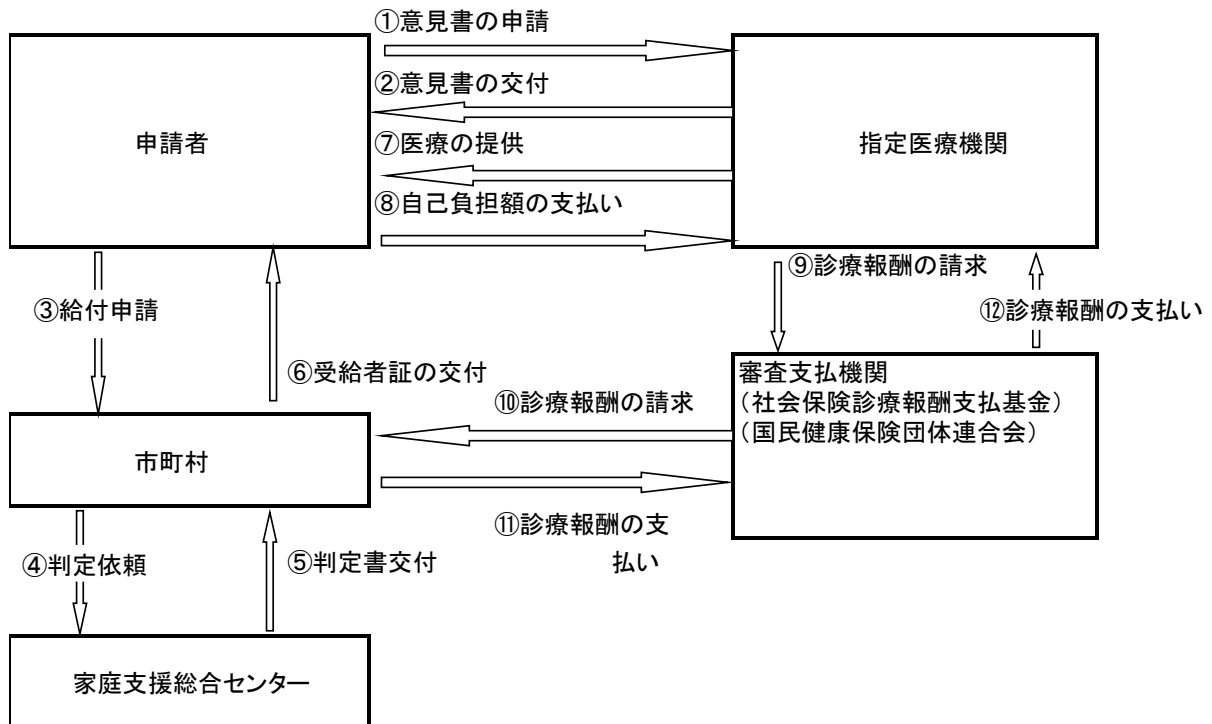
相談・判定を実施したケースのうち総合的に検討が必要とされるものについてケース会議を開催し、支援の方向性を検討。会議には市町村、障害者生活支援センター、特別支援学校、施設等関係機関が出席し、相互の情報、意見交換を行い一人ひとりにあった適切な支援が行えるよう検討（巡回による会議開催も有）

相談・判定を実施していない場合でも、市町村等関係機関主催のケース会議に必要な応じて出席し、専門的立場からの助言を実施

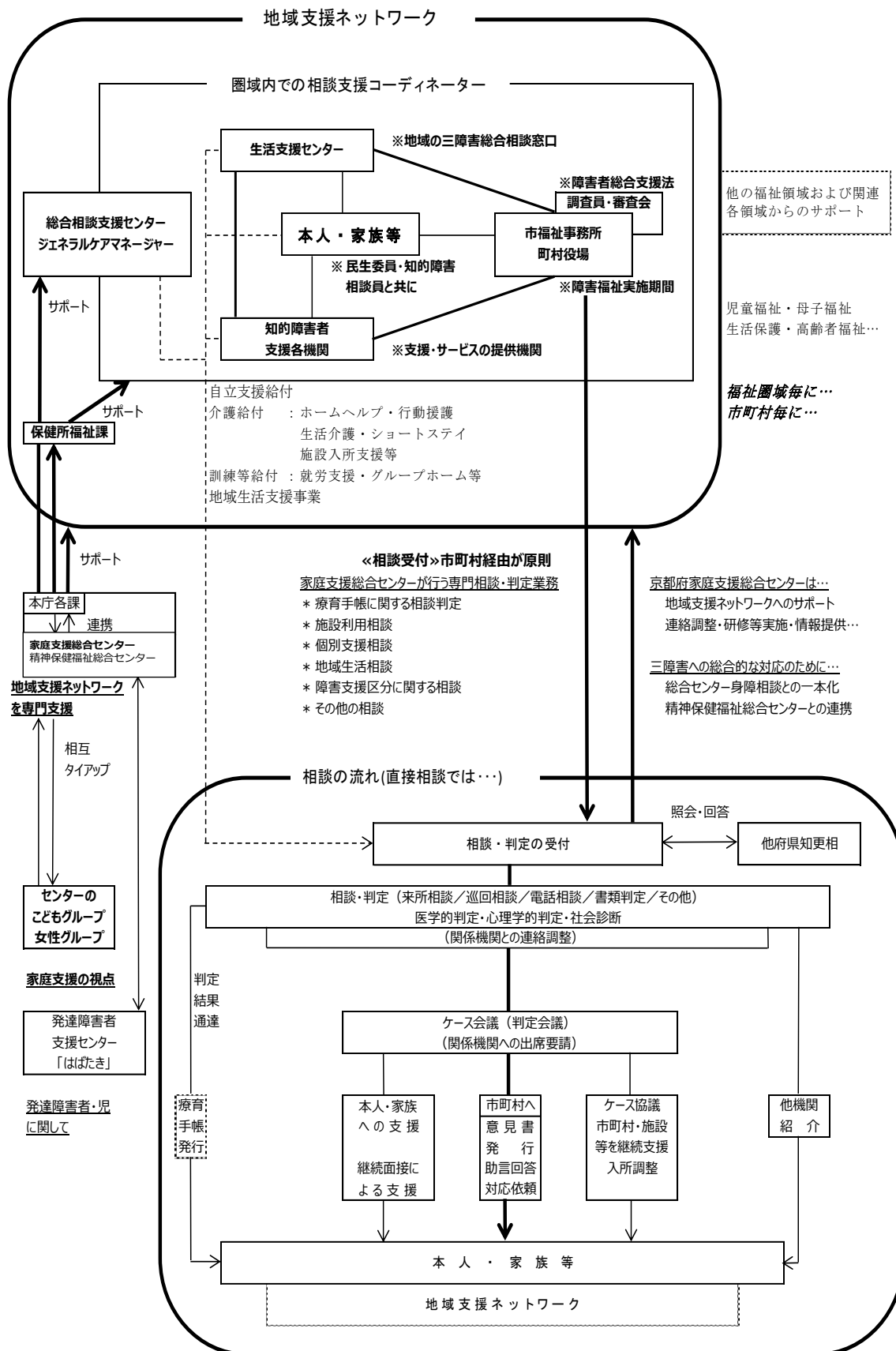
(3) 身体障害者相談・支援の概念図



自立支援医療(更生医療)の流れ



(4) 知的障害者相談・支援の概念図



【参考資料】 療育手帳判定区分と再判定期間（18歳以上の場合）

療育手帳の判定については、従来から知的能力に社会生活能力を加味して総合判定しています。

1 8歳以上の知的障害者に対する判定方法や判定基準のガイドラインは下記のとおりです。

（平成24年度に一部改訂）

〔判定の方法と、判定区分〕

標準化された知能検査・発達検査を実施し、社会生活能力について聞き取った上で、手帳の新規申請の場合は原則として精神科医による診断を行い、これらの結果から評価することを目安とします。発症時期が18歳未満であることが必須条件となります。その上で、個別的勘案事項（身体障害や行動障害など）の有無及び程度や、次回判定年月などを検討し、総合判定を行います。

社会生活能力は、身辺自立・移動・意思交換・生活文化・家事職業の5つの領域について調査し、社会生活能力の程度を、最重度～軽度の4段階で評価します。

		社会生活能力の評価				知的障害程度の区分		
		最重度	重 度	中 度	軽 度	手帳判定区分	障害程度	
知 能 指 数	IQ20 以下	A 1	A 1	A 3※	評価せず	A	A 1・A 2	最重度
	IQ21～35	A 3※	A 3※	A 3	B 1		A 3・A 4	重 度
	IQ36～50	A 3	B 1	B 1	B 1	B	B 1	中 度
	IQ51～75	B 1	B 1	B 2	B 2		B 2	軽 度

注：「評価せず」について…知的障害の特性に鑑み、IQ20以下で社会生活能力が軽度となるような場合はあり得ないとの観点から、この区分については評価対象としません。

身体障害者手帳1～3級所持者について、上表の太線で囲った領域に判定された場合、身体障害の程度を勘案し、下表に従って障害程度を1ランク上位に評価します（合致しない場合は、上表に従って判定します）。

上表の判定区分	身障手帳所持判定区分	障害程度
A 3※	A 2	最重度
B 1	A 4	重 度

〔再判定期間〕

手帳判定区分に応じて、次回判定までの期間を下表のとおりとします。

障害程度	最重度	重度1	重度2	中度・軽度
手帳区分	A 1・A 2	A 3※	A 3・A 4	B 1・B 2
基本となる期間	設定せず	設定せず	10年	10年
配慮等を要する場合	期間をケースに応じて任意に設定（1～10年の範囲）			

注：重度1に該当するものを上表でA 3※と表記しています。

- ・上記判定はあくまでも目安であり、個々の障害に応じて判定します。
- ・50歳を超えた者については、障害程度にかかわらず、原則として次回の再判定を設定しません。
- ・知能検査、発達検査の結果の表記については、知能指数（IQ）又は発達指数（DQ）を使用しています。

2 業務実績
 <身体障害者への相談等>

(1) 取扱人員

(単位:人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取扱人員		4,015	4,201	3,757	3,569	3,956
方法	来 所	644	685	627	607	538
	巡 回	475	420	371	360	416
	文 書	2,896	3,096	2,759	2,602	3,002
障害	視 覚	76	61	48	59	107
	聴覚平衡	391	389	351	346	434
	音声言語等	17	12	6	15	22
	肢体不自由	2,095	2,186	2,007	1781	1988
	内部障害	1,436	1,553	1,345	1,368	1,405

(2) 相 談

(単位:人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数		4,087	4,297	3,867	3,608	3,979
内容	障害者手帳	0	0	0	0	0
	自立支援医療	2,216	2,458	2,118	2,035	2,314
	補装具	1,871	1,839	1,749	1,573	1,665
	その他	0	0	0	0	0

(3) 判 定

(単位:人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
判定書交付件数		3,122	3,294	2,943	2,781	3,203
補装具	義 肢	67	69	59	53	60
	装 具	255	243	244	206	228
	補聴器	357	345	328	332	404
	車椅子等	188	155	135	109	145
	その他	39	24	59	46	52
	計	906	836	825	746	889
更生医療	肢体不自由	762	890	767	652	886
	心臓等	1,101	1,181	944	980	1,023
	じん臓	328	371	400	388	368
	肝臓	7	1	1	0	5
	その他	18	15	6	15	32
	計	2216	2458	2118	2035	2314
施設入所		0	0	0	0	0

(注)「車椅子等」には、電動車椅子を含む

(注)「心臓等」には、免疫障害を含む

(4) 身体障害者巡回相談

肢体不自由及び聴覚障害に関する相談

科 目	開 催 市 町 村 ・ 回 数
整形外科（肢体不自由）	11市町 ・ 83回
耳鼻咽喉科（聴覚障害）	6市町 ・ 6回

(5) 視覚相談会

	開催市町村・回数
相談会	6市町 ・ 6回
講演会（相談会と併催）	1回（舞鶴市）

(6) 在宅重度身体障害者訪問診査

来所相談や巡回相談に出席が困難な重度の身体障害者に対して、家庭訪問や医療機関、障害者施設に職員を派遣し、補装具費（重度障害者意思伝達装置、電動車椅子等）の支給決定に関する訪問調査

対象者： 15 人

(7) 補装具フォローアップ事業

補装具交付後のアフターケアとして、理学療法士等が病院や家庭訪問等を行い、補装具の使用状況を確認し、補装具訓練等を実施

対象者： 36 人

(8) 研修会等の開催

ア 医療的ケアを必要とする障害者への支援に関する研修会

たん吸引等の医療的ケアを要する重度障害者が利用する施設等に勤務する職員を対象に、姿勢管理や呼吸管理の難しい重症心身障害児（者）を理解し、より支援の現場で役立ててもらうことを目的として開催（協力：国立病院機構南京都病院）

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
令和4年11月14日	重症心身障がい者（児）の摂食・嚥下機能の評価と食事援助の実際	家庭支援総合センター	131名 集合型26名 オンライン型105名

イ 医療的ケアに従事する看護職員実地研修

たん吸引等の医療的ケアを要する重度障害者が利用する施設等に勤務する看護職員等を対象に、その障害特性や医療的ケアについての理解と看護技術の向上を目的として開催（協力：国立病院機構南京都病院・花ノ木医療福祉センター）

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
令和4年12月12日 ～12月13日	講義 医療的ケア時の実際、安楽 なポジショニング、人工呼吸 器の患者管理等	南京都病院 花ノ木医療 福祉センター	25名
令和4年12月21日 ～12月22日 令和4年12月26日 ～12月27日	実地研修 障害者医療・摂食嚥下機能 ・人工呼吸器・呼吸管理・ 感染管理・日常生活援助・ 口腔ケア・療育等	花ノ木医療 福祉センター 南京都病院	12名

ウ 市町村新任障害福祉担当者研修会

障害者福祉の業務に携わって1年目の職員を対象に、基礎的な知識の獲得を目的として開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
令和4年5月17日	身体障害者手帳、療育手帳、 補装具、自立支援医療（更生 医療）の各制度説明等	家庭支援総合 センター	37名

エ 市町村障害福祉事務職員研修会

障害者福祉の業務に携わって2年目以降の職員を対象に、現場で直面する様々な課題に的確に対応できる能力の醸成を目的として開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
令和4年 11月28日	① 市町村で支給を判断する補装 具 ② 補装具に関する相談について ③ 電動車椅子について ④ 更生医療等に関する相談につ いて	家庭支援総合 センター	18人

<知的障害者への相談等>

(1) 相談判定取扱状況の推移

年度	実施区分	取扱い実人数 (人)	相談内容									判定内容				判定書等交付件数			
			施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学判定	心理判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計
30	来所	914	60	0	6	75	46	0	711	170	1068	83	412	751	1246	0	681	183	864
	巡回	206	18	0	0	30	0	0	178	18	244	31	177	196	404	0	178	18	196
	計	1120	78	0	6	105	46	0	889	188	1312	114	589	947	1650	0	859	201	1060
31／令和元	来所	807	72	0	18	101	139	0	621	199	1150	116	441	1022	1579	0	564	278	842
	巡回	185	23	0	0	36	0	0	161	23	243	36	184	207	427	0	161	23	184
	計	992	95	0	18	137	139	0	782	222	1393	152	625	1229	2006	0	725	301	1026
令2	来所	573	61	0	18	93	84	0	386	199	841	105	293	709	1107	0	343	237	580
	巡回	153	18	0	0	22	0	0	135	18	193	22	153	170	345	0	135	18	153
	計	726	79	0	18	115	84	0	521	217	1034	127	446	879	1452	0	478	255	733
令3	来所	589	46	0	6	67	118	0	413	119	769	83	274	684	1041	0	346	230	576
	巡回	166	26	0	0	36	0	0	141	25	228	36	167	192	395	0	141	26	167
	計	755	72	0	6	103	118	0	554	144	997	119	441	876	1436	0	487	256	743
令4	来所	901	53	0	19	97	102	0	710	211	1192	114	467	1076	1657	0	659	265	924
	巡回	161	25	0	0	30	0	0	137	28	220	30	162	187	379	0	137	25	162
	計	1062	78	0	19	127	102	0	847	239	1412	144	629	1263	2036	0	796	290	1086

(2) 実施機関別相談内容内訳

		取扱い 実人数	相談内容						計
			施設	職業	医療 保健	生活	療育 手帳	その他	
市 部	福知山市	71	6	0	7	6	55	10	84
	舞鶴市	117	6	0	8	6	71	49	140
	綾部市	33	4	0	4	7	22	5	42
	宇治市	152	7	1	15	10	142	17	192
	宮津市	23	4	0	4	1	15	6	30
	亀岡市	102	6	6	12	11	89	10	134
	城陽市	60	3	0	8	8	52	29	100
	向日市	54	4	5	7	6	39	22	83
	長岡京市	77	4	5	7	7	64	10	97
	八幡市	70	5	1	14	5	59	12	96
	京田辺市	45	8	1	8	5	34	11	67
	京丹後市	51	4	0	6	5	34	18	67
	南丹市	38	1	0	3	3	35	5	47
	木津川市	53	7	0	9	4	45	9	74
	小計	946	69	19	112	84	756	213	1253
保 健 所 管 内 町 村	乙訓保健所	10	0	0	0	2	7	3	12
	山城北保健所	26	4	0	7	4	19	10	44
	山城南保健所	41	4	0	5	7	33	6	55
	南丹保健所	15	0	0	2	2	14	2	20
	中丹西保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	中丹東保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	丹後保健所	24	1	0	1	3	18	5	28
	小計	116	9	0	15	18	91	26	159
合計		1,062	78	19	127	102	847	239	1412

(3) 療育手帳相談判定

(単位:件)

区分 年度	来所			巡回			書類判定			合計
	新規	再	小計	新規	再	小計	新規	再	小計	
30	39	370	409 (50.2%)	28	156	184 (22.6%)	29	193	222 (27.2%)	815
31/令和元	47	338	385 (53.7%)	23	138	161 (22.5%)	38	133	171 (23.8%)	717
令和2	57	254	311 (51.2%)	34	137	171 (28.1%)	50	76	126 (20.7%)	608
令和3	50	275	325 (50.2%)	21	165	186 (28.7%)	43	94	137 (21.1%)	648
令和4	57	372	429 (53.4%)	14	125	139 (17.3%)	50	185	235 (29.3%)	803

＜参考：療育手帳所持者数の推移＞

(単位:人)

年 度	総 数	18歳未満	18歳未満 内訳				18歳以上	18歳以上 内訳					
			0～5	6～11	12～14	15～17		18～30	31～40	41～50	51～60	61～69	70～
30	11,433	2,355	270	882	543	660	9,078	2,867	1,906	1,950	1,019	651	685
		%	11.4	37.5	23.1	28.0	%	31.6	21.0	21.5	11.2	7.2	7.5
31/ 令和元	11,589	2,373	260	892	556	665	9,216	2,877	1,907	1,967	1,094	650	721
		%	11	37.6	23.4	28.0	%	31.2	20.7	21.3	11.9	7.1	7.8
令2	11,786	2,349	255	879	561	654	9,437	2,948	1,940	1,979	1,187	636	747
		%	10.9	37.4	23.9	27.8	%	31.2	20.6	21.0	12.6	6.7	7.9
令3	12,067	2,379	257	917	537	668	9,688	3,037	1,945	1,978	1,289	660	779
		%	10.8	38.5	22.6	28.1	%	31.3	20.1	20.4	13.3	6.8	8.0
令4	12,416	2,450	292	923	557	678	9,966	3,175	1,956	1,964	1,387	669	815
		%	11.9	37.7	22.7	27.7	%	31.9	19.6	19.7	13.9	6.7	8.2

(4) 地域生活相談実施状況

特別支援学校卒業予定者についての地域生活相談（進路相談）実施数 ： 合計 69 名

与謝の海	10	南山城	1	宇治	7	京都教育	1
舞鶴	3	井手やまぶき	6	向日が丘	9	大学附属	
中丹	8	八幡	7	聾	1		
丹波	5	城陽	10	盲	1		

(5) 個別支援相談

障害者福祉サービスの利用や就労、地域生活等に関して、課題を抱えている本人や家族、関係機関等からの依頼を受けて、心理判定を行い、今後の支援のあり方について相談を行う。

・個別支援対象者 … 1 件

(6) 相談対応としてのケース会議の実施状況

特別支援学校卒業予定者についての地域生活相談（進路相談）や個別支援相談について、関係機関によるケース会議を開催する。

・進路相談、個別支援相談に係るケース会議 … 70 件

(7) 研修会等の開催

市町村障害福祉事務職員研修

※身体障害者への相談「(8) 研修会等の開催 ウ」を参照

第6部 ひきこもり相談の業務

1 業務内容

ひきこもりの問題は、ひきこもっている本人だけでなく、家族をも巻き込んだ家庭問題である。当事者だけで解決することが難しいため、状況を改善していくためには家族全体を支える第三者の存在が重要である。当センターでは、精神保健相談員や臨床心理士等の専門スタッフによる相談対応や家族教室開催、相談支援従事者に対する研修会等を実施している。

(1) 電話相談・面接相談・家庭訪問等

ひきこもり相談専用電話にて、ひきこもりの問題を抱える家族や本人の電話相談を実施している。精神保健相談員や臨床心理士等の専門スタッフが相談に対応し、必要に応じて、下記会場にて面接相談を行っている（面接相談は予約制）。

また相談の内容や本人の希望を勘案し必要な場合は家庭訪問や関係機関への同行支援等を行っている。

併せて、相談内容に応じて、府内で活動している民間支援団体（相談・訪問、居場所の提供、学習支援等）や就労支援に関する情報提供を行っている。

<面接相談会場>

南部 京都府家庭支援総合センター（平日）

北部 京都府福知山総合庁舎（原則、第1・3水曜日）

(2) 家族教室の開催（開催状況は別表）

ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりを理解し、適切な対応方法を学び、また、同じ悩みを抱える家族が交流できる場を持つことを目的に、家族のための教室を開催している。

(3) 研修会の開催（再掲）

ひきこもり相談支援に従事する市町村、NPO等関係団体の職員に対する研修会を北部（福知山市、宮津市、京丹後市）、中部（亀岡市）及び南部（京都市、城陽市）地域で開催している。

<ひきこもり支援対応強化研修>

（基礎編）

開催日	場所	内容
令和4年11月28日	アグリセンター大宮（京丹後市）	ひきこもり当事者を支える家族の役割 等 会場開催
令和4年12月 5日	ギャラリーかめおか（亀岡市）	

(実践編)

開催日	場所	内容
令和4年12月 8日	市民交流プラザふくちやま(福知山市)	ひきこもり相談の受け方、進め方 等 会場開催
令和4年11月30日	文化パルク城陽(城陽市)	

(市町村職員研修)

開催日	場所	内容
令和4年11月 8日	【丹後会場】丹後保健所	当事者や家族に、より身近な市町村のひきこもり支援の在り方 等 会場開催
令和4年12月 1日	【中丹会場】市民交流プラザふくちやま	
令和4年11月10日	【南丹・乙訓会場】亀岡総合庁舎	
令和4年11月17日	【山城会場】文化パルク城陽	

(4) チーム絆 地域チームとの連携

ひきこもりの相談については、当センターとともに、京都府が民間支援団体（6団体）に委託している「地域チーム」が地域での相談に応じている。

当センターと地域チームでは相談支援状況の報告・共有やケーススタディ等を定例で行っている。

<チーム絆地域チーム6団体（令和4年度）>

乙訓地域	NPO法人乙訓障害者事業協会「乙訓もも」
山城北地域	ほっこりスペース あい
山城南地域	社会福祉法人南山城学園 京都府「チーム絆」山城南相談室
南丹地域	京都府チーム絆 学びの森
中丹地域	NPO法人ニュートラル
丹後地域	企業組合労協センター事業団「ひととわ」

2 業務実績

(1) 相談の状況

ア 電話相談件数推移 (件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
28	433	202	24	153	54
29	461	211	30	179	41
30	353	126	35	140	52
元	502	186	25	212	79
2	487	275	46	85	81
3	466	158	14	151	143
4	502	436	37	23	6

イ 面接相談件数推移 (件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
28	796	419	63	307	7
29	867	371	123	373	0
30	903	451	139	309	4
元	1043	581	141	321	0
2	744	527	50	167	0
3	770	666	33	71	0
4	805	555	31	218	1

ウ 訪問支援件数推移 (件)

年 度	合 計	家庭訪問	出張面接	関係機関への訪問
28	80	4	51	25
29	209	73	102	34
30	552	268	224	60
元	651	232	340	79
2	675	253	381	41
3	834	319	363	152
4	873	407	368	98

工 面接相談(実件数) (件)

年度	合 計
28	151
29	143
30	122
元	159
2	111
3	122
4	114

才 訪問支援(実件数) (件)

年度	合 計
28	27
29	39
30	57
元	85
2	89
3	90
4	101

(2) ひきこもりを支える家族教室の開催状況

<基礎編>

会場：家庭支援総合センター	延		新規
	家族数	人数	(家族数のみ)
第1回 令和4年5月24日、5月27日 オリエンテーション、ひきこもりの基礎的知識を学ぶ	22	24	10
第2回 令和3年6月21日、6月24日 マインドフルネスについて学ぶ	33	35	6
第3回 令和4年7月26日、7月29日 家族療法の考え方を学ぶ	33	34	4
第4回 令和4年8月30日、9月2日 子どもの自己肯定感を高めるために親ができること	30	33	7
第5回 令和4年9月27日、9月30日 支援事例(不登校からのひきこもり支援)から子どもへの接し方を考える	32	34	1
第6回 令和4年10月25日、10月28日 作業療法士会の取り組み	31	33	7
第7回 令和4年11月15日、11月25日 経験者の体験談とトークセッション	27	28	2
第8回 令和4年12月13日、12月16日 ご自身の考え方を知る～認知行動療法の視点～	25	26	0
第9回 令和5年1月24日、1月27日 発達障害のある方の支援事例	19	21	0
第10回 令和5年2月21日、24日 今年度の振り返り、まとめ	19	20	1
計	271	288	38

全体合計	延 271家族 288人 / 実38家族
------	----------------------

注) 新規については、『今年度新規』の件数を計上(今年度以前に参加経験のある家族も含まれる)

<実践編>

開催日、会場等	参加者		合計
	支援者	家族	
令和4年11月11日 会場：キャンパスプラザ京都 精神科医の話を聴く	30	39	69
令和5年3月24日 会場：舞鶴市西駅交流センター 精神科医の話を聴く	16	22	38

第7部 児童虐待・DV被害者支援の業務

1 業務内容

地域生活に不安があると思われる児童養護施設等退所者やDV被害者及びその同伴児童に対して、地域で安定した生活が継続して営めるように関係機関と連携を図りながら横断的、継続的な支援、「寄り添い型家庭支援事業」を実施している。

また、虐待を繰り返してしまう保護者に対し、再発防止のための教育、支援プログラムを実施するとともに、関係者等を対象とした研修、啓発事業を実施した。

さらに「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」に基づき、里親の確保や制度の普及啓発に取り組んだ。

(1) 児童養護施設等退所者への支援

ア 個別支援

虐待等により児童養護施設等に入所した者で、就職等により施設を退所した後も、様々な理由で、家庭に戻れず単身生活を始める者に対して、安定した生活が送れるよう個別支援を行った。

・令和4年度 支援対象者 63名（うち支援者数 60名）

イ 居場所の提供

委託先：アフターケアの会メヌエット（代表 安保千秋）

平成27年度から京都市内の事務所等で退所者の交流等を目的としたイベントや相談支援を実施。

・サロンドツキイチ（月に一度、居場所事務所等での食事会）開催（開催数111回、延62名）

ウ ニュースレターの送付等

活動内容の紹介、退所者とのつながりを目的にニュースレターを年4回発行

(2) DV被害者等への支援

ア DV被害者への支援

一時保護所に入所したDV被害者等で一時保護所を退所後、府内に住居を設定する者に対して、女性相談と連携を取り地域での生活が安定、定着できるように支援を行った。

・令和4年度 支援者数 2名

イ DV被害者の同伴児童への支援

一時保護所に入所したDV被害者等の同伴児童に対して、行動観察等を実施するとともに必要に応じて心理検査等を実施、退所先の関係機関と連携を取り、退所児童が新しい地域で安定した生活が送れるように支援を行った。

・令和4年度 支援者数 45名（乳幼児21名、就学児24名）

(3) 保護者支援

ア 虐待を繰り返す（おそれのある）保護者への教育・支援

要保護児童対策地域協議会、各センターで指導中の保護者等を中心に虐待を繰り返さない、よりよい家族関係が築けるよう教育、支援事業を行った。

① MY TREE ペアレンツ・プログラム（虐待をしてしまう保護者の支援プログラム）

	実施回数	場所	出席者
事前説明会	9 回	各児童相談所等	68 名
プログラム （セッション・面接・同窓会）	17 回 （令和 4 年 5 月 20 日 ～令和 4 年 12 月 13 日）	亀岡総合庁舎	実 4 名
	17 回 （令和 4 年 8 月 31 日 ～令和 5 年 3 月 15 日）	田辺総合庁舎	実 6 名
事業報告会	1 回	田辺総合庁舎	5 名

② 寄り添いカウンセリング（虐待をしてしまう保護者対象のカウンセリング）

実施期間等	場所	参加者
通年月 3 ～ 4 回	家庭支援総合センター 宇治市役所	実 39 名(延 115 名)
通年月 1 回	綾部総合庁舎	実 5 名（延 29 名）

③ トリプル P（育児スキルがないために虐待してしまう保護者の集中トレーニング）

実施回数	場所	参加者
7 回 （令和 5 年 1 月 27 日 ～3 月 10 日）	家庭支援総合センター （初回のみ天候不良のため ZOOM 切り替え）	実 12 名

(4) 里親制度の普及啓発、里親支援

里親登録希望者等への研修を実施するとともに、里親委託推進、広報啓発、里親の登録台帳管理、里親会事務局として関係者の連絡調整等を行った。

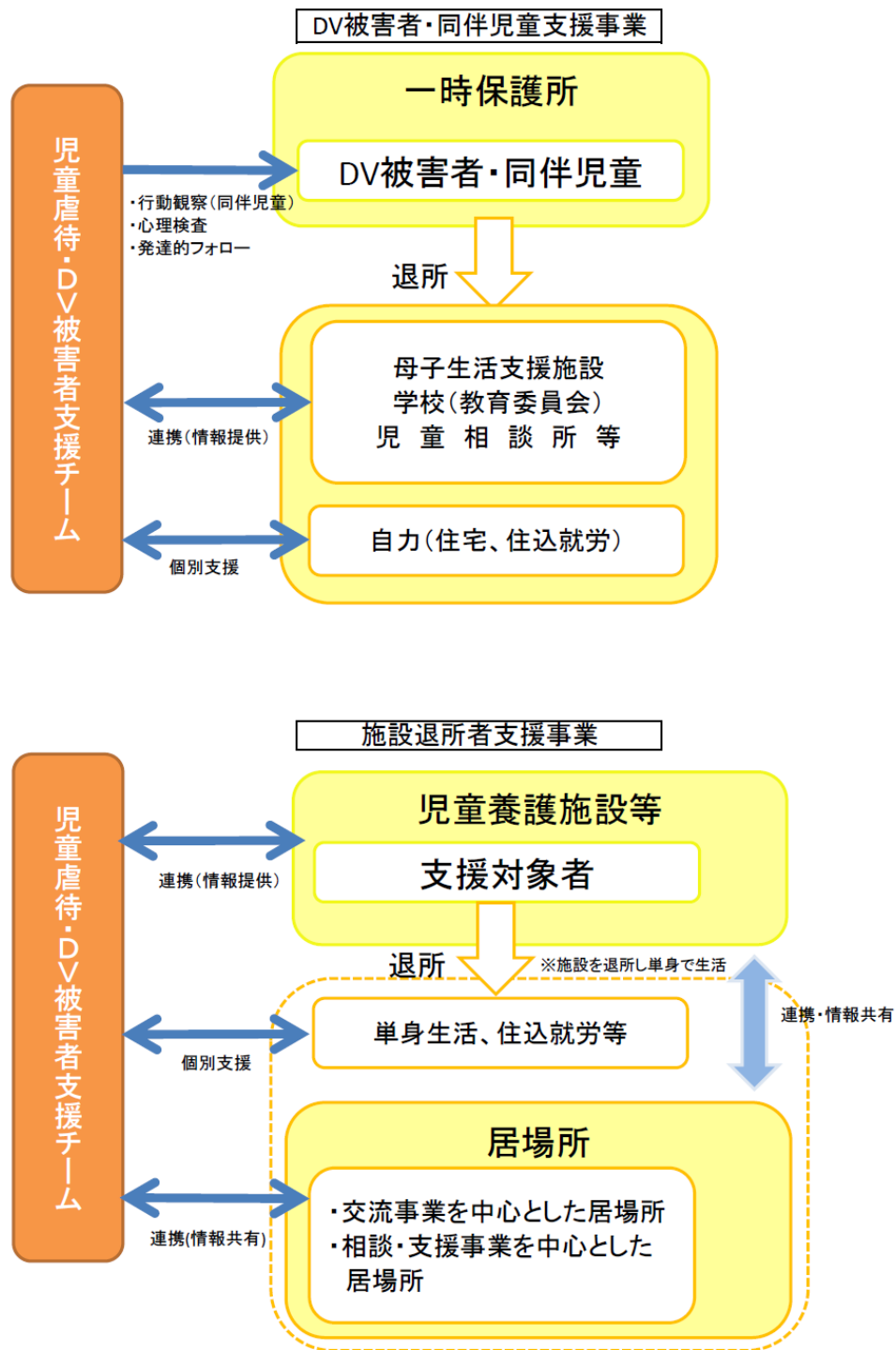
里親研修

- ・基礎研修 5/7（参加者 10 組 19 名）、10/29（参加者 11 組 20 名）
- ・登録前研修 5/14、15（参加者 13 組 24 名）
11/5、6（参加者 13 組 24 名）
- ・更新研修 9/11（参加者 8 組 14 名）

里親広報

- ・オンライン里親相談会 7 回
- ・亀岡福祉まつりでの相談会開催
- ・八幡市養子縁組の映画上映会でのチラシ配布

支援フロー図 （寄り添い型家庭支援事業）



第8部 非行少年等立ち直り支援の業務

1 業務内容

非行等の問題を抱える少年に対し、学校や警察、家庭裁判所等幅広い関係機関と連携して、支援プログラムを作成、様々な体験活動等を通じた立ち直り支援及び地域の民間支援団体等と連携した居場所（ユース・コミュニティ）づくり

（１）寄り添い型支援（関係機関から紹介を受けた少年への支援）

ア 対象とする少年

学校や警察、児童相談所等の関係機関から紹介を受けた、概ね中学生から成人に至るまでの少年及びその保護者

イ 支援内容

支援コーディネーターを中心に、非行の要因を検証するためのケース会議を関係機関と連携して開催、少年一人ひとりに適した支援プログラムを作成し、体験活動等を通じて立ち直りを支援

ウ 支援プログラム

- （ア）基本プログラム：支援コーディネーターによる継続的な面談、見守り
- （イ）体験活動プログラム：介護・保育、ボランティア、農作業、スポーツ、音楽 等
- （ウ）就学支援プログラム：学習支援、登校・進学、編入資格、高卒資格取得支援 等
- （エ）就労支援プログラム：職業基礎能力の習得、就労体験、就職相談 等
- （オ）家庭支援プログラム：保護者面談、カウンセリング、地域活動参加 等

（２）家庭裁判所係属中少年への支援

ア 対象とする少年

家庭裁判所に送致され係属中で、非行が比較的軽微又は試験観察中の少年

イ 支援内容

社会貢献活動や地域住民との対話等を通じて自己を振り返り、地域社会の一員としての自覚を認識させることにより再非行防止を図る

ウ 支援プログラム（立ち直り支援地域力活用プログラム）※プログラムはすべて非公開で実施

- （ア）非行が比較的軽微な少年（社会貢献活動への参加）
地域のNPOやボランティア団体が実施する清掃活動等に参加
- （イ）試験観察中の少年（地域住民との対話等）
社会貢献活動に加え、地域団体の代表者等との対話等を実施（対象少年の状況に応じ、家庭裁判所との個別調整により支援内容を決定）

(3) 少年非行防止のための「ユース・コミュニティ」づくり応援事業 (平成 26 年度～)

ア 対象とする少年

家庭や学校に居場所がなく、非行等の課題を抱える、概ね中学生から成人に至るまでの少年

イ 支援内容

対象少年たちの居場所を設置し、支援プログラムにより、自分の居場所や役割、存在価値を見いだすことにより非行・再非行の防止を図る

※地域で活動する民間団体に委託し、府内 2 箇所に設置

(令和 4 年度)

京都市・乙訓地域	乙訓少年支援の会「ひまわり」
山城地域	京都南部少年少女自立支援の会「青空」

ウ 支援プログラム

少年の悩み相談や学習支援、体験活動等

2 業務実績

(1) 支援人数

(人)

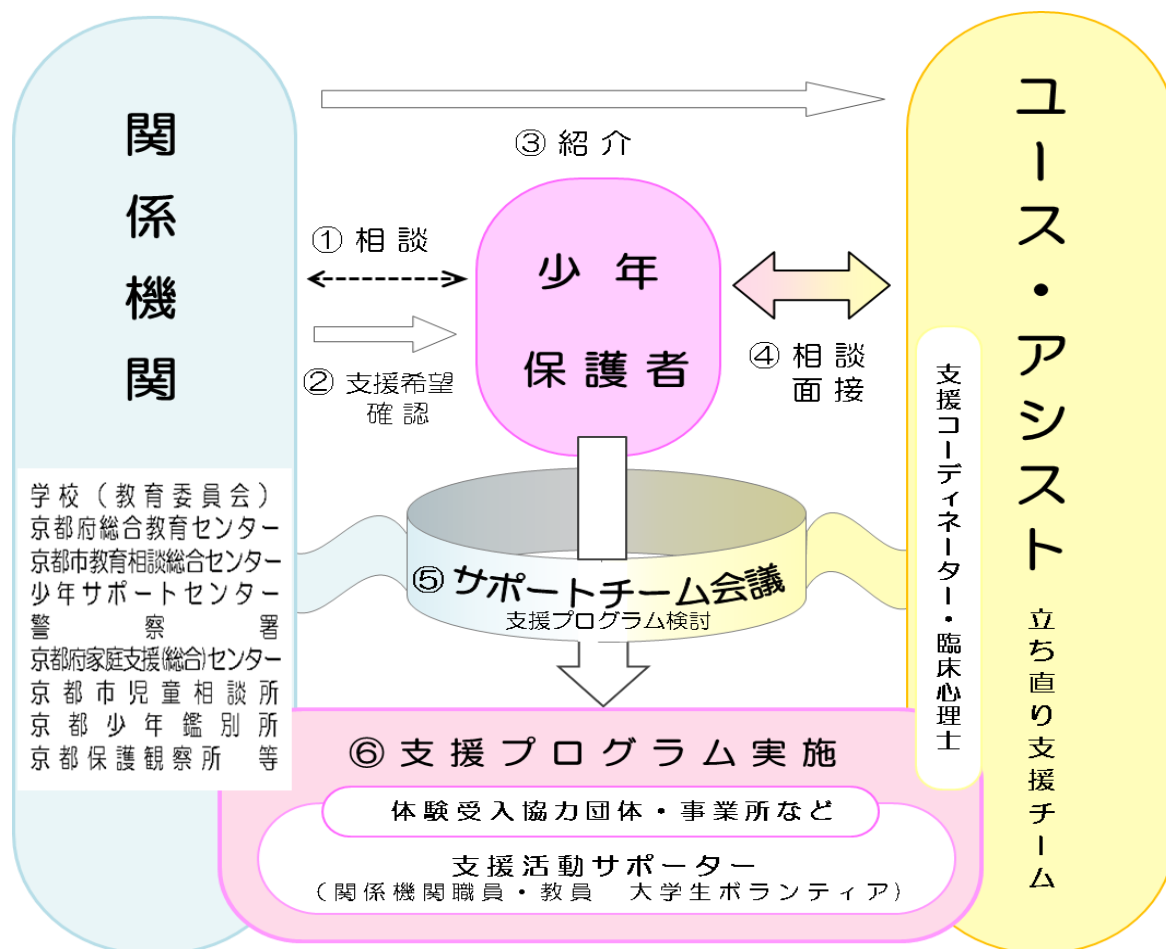
年度	27	28	29	30	R01	R02	R03	R04
寄り添い型支援	69	73	67	64	54	40	40	20
家庭裁判所係 属中 少年への支援	68	40	58	37	45	46	50	37
計	137	113	125	101	99	86	90	57
ユース・コミュニティ(延べ参加人数)	1, 285 ※	1, 639	2, 134	2, 192	1, 770	1, 620	1, 352	1, 409

※平成 27 年度はモデル事業のため 2 箇所で実施

(2) 関係機関との連携

関係機関が一体となったネットワーク体制を構築し、より効果的な立ち直り支援を行うため「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進会議」を設置し、情報共有や意見交換を実施(令和 4 年度開催状況: 1 回開催)

支 援 フ ロ ー （寄り添い型支援）



「ユース・コミュニティ」利用の流れ

